

地方議会議員年金制度検討会報告

平成 21 年 12 月

「地方議会議員年金制度検討会」報告

【目次】

1. はじめに
2. 地方議会議員年金の意義・性格
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) 被用者年金の加入状況
 - (3) 地方議会議員年金受給者実態調査
 - (4) 特権的ではないかと指摘されている点について
 - ① 年金額の水準
 - ② 年金受給資格を得る期間
 - ③ 被用者年金との併給
 - ④ 都道府県議会議員共済会及び市・町村議会議員共済会からの重複受給
3. 地方議会議員年金の財政状況
 - (1) 平成 18 年検討会における財政見通しの検証
 - (2) 財政見通し（基準試算）について
 - (3) 合併がなかったと仮定した場合の財政見通しについて
4. 給付と負担の見直し案について
 - (1) 給付と負担の見直しに当たっての考え方
 - (2) 給付と負担の見直し案（A 案）について
 - ① A 案の考え方
 - ② 収入面の見直し
 - ③ 給付面の見直し
 - (3) 給付と負担の見直し案（B 案）について
 - ① B 案の考え方
 - ② 収入面の見直し
 - ③ 給付面の見直し
 - (4) 給付と負担の見直し案に対する意見
 - ① A 案に対する意見
 - ② B 案に対する意見
 - ③ A 案・B 案に共通する意見
 - (5) 給付と負担の見直し案に対する各議長会・共済会の考え方
 - ① 都道府県議会議員共済会の考え方

- ② 全国市議会議長会の考え方
- ③ 全国町村議会議長会の考え方
- ④ 全国市議会議長会の案に対する意見

5. 給付と負担の見直しに伴う検討事項

(1) 既裁定者の取扱いに係る憲法上の論点

- ① 既裁定者に対する給付の引下げについて
- ② 給付の引下げと財産権の保障との関係について

(2) その他見直しをする事項について

- ① 高額所得者に対する退職年金の一部支給停止の強化
- ② 給付の引下げをする際の低所得者への配慮措置の充実
- ③ 転給制度の廃止
- ④ 市議会議員共済会と町村議会議員共済会の組織の統合
- ⑤ 積立金の運用
- ⑥ その他見直しをする事項の影響額

(3) 見直しをしない事項について

- ① 年金受給資格の見直し
- ② 遺族年金の支給率の見直し
- ③ 退職年金の支給開始年齢の見直し
- ④ 被用者年金との重複期間を有する場合の退職年金の控除割合の見直し

(4) その他の論点

6. 廃止をする場合の考え方について

(1) 廃止をする場合の考え方について

- ① 基本的な考え方
- ② 現職議員の給付の取扱い
- ③ 退職した議員で既に退職年金を受給している者の給付の取扱い
- ④ 退職した議員の遺族で既に遺族年金を受給している者の給付の取扱い

(2) 廃止をする場合に必要な費用

(3) 廃止をする場合の考え方に対する意見

(4) 廃止をした後の方策に関する意見

7. 終わりに

1. はじめに

地方議会議員年金制度は、地方議会議員の互助年金制度として、昭和 36 年に議員立法により創設され、昭和 37 年に地方公務員共済組合法が制定された際に、地方議会議員互助年金制度関係の規定が同法に移行されてから、数次の改正を経て今日に至っている。

平成 14 年には、地方議会議員の年金財政の状況に鑑み、現役会員及び地方公共団体の負担の引上げ、給付水準の引下げ等の見直しが行われ、平成 18 年には、市町村合併の進展等による年金財政の悪化に対応するため、現役会員及び地方公共団体の負担の引上げ、市町村合併の特例措置として激変緩和負担金の創設、既裁定者を含む給付水準の引下げ、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会（以下「市・町村議会議員共済会」という。）の財政単位の一元化等の見直しが行われた。

しかしながら、市町村合併が平成 18 年改正で見込んだ以上に大規模に進展したことに加え、行政改革に連動した議員定数・議員報酬の削減が積極的に行われたことにより、市・町村議会議員共済会の年金財政が予想を上回って急速に悪化し、年金等の給付に大きな支障が生じることが見込まれるに至った。

また、都道府県議会議員共済会においても、行政改革に連動する会員数の減少等があったことから、今後の対応策を講じる必要が生じた。

本検討会においては、このような状況を踏まえ、平成 21 年 3 月以来、地方議会議員年金制度の今後のあり方について議論を重ねた。

2. 地方議会議員年金の意義・性格

(1) 基本的な考え方

昭和 36 年に議員立法により制定された地方議会議員互助年金法の目的は、「地方公共団体の議会の任務の重要性に鑑み、これを組織する議員及びその遺族の生活の安定に資するため、互助の精神にのっとり、議員の退職、公務傷病及び死亡について年金を給する制度」を設けようとするものとされており、まずは任意加入の互助年金として位置付けられたところである。

地方議会議員互助年金法においては、「将来とも永続する互助年金とすべく確固たる法の裏付けをするため、地方公務員の統一的な退職年金制度に関する法律が制定される際には、それに統合すること」とされており、同法附則第 4 項において、その旨規定されたところである。

昭和 37 年に地方公務員共済組合法に移行した際には、国会議員互助年金法に準じた制度とすることとし、強制加入の制度とするとともに、掛金のみで給付を賄いきれない場合には、公費負担をする規定を設けることとしたものの、その意義・性格については、互助年金的な位置付けを変更しなかったところである。

一方、昭和 33 年に制定された国会議員互助年金法については、「互助の精神に則り、国会議員の退職により受ける年金等に関して、国会法（昭和 22 年法律第 79 号）第 36 条の規定に基づき定めるものとする。」と規定されており、「退職金」としての位置付けがなされていたところである。

また、地方議会議員年金は、国民年金や厚生年金と重複加入が可能であることを踏まえれば、強制加入ではあるものの、国民皆年金の一環としての公的年金制度ではないものと考えられる。

以上を踏まえれば、地方議会議員年金は、国会議員互助年金や公的年金とは異なり、地方議会議員の職務の重要性等を勘案して政策的に設けられた公的な互助年金制度であるとこれまで位置付けられてきたところである。

本検討会においては、地方議会議員年金の意義・性格を検証するため、次の(2)(3)の調査を行った。

その結果、約 4 分の 3 が被用者年金に加入していないことや、議員年金が受給者の総収入の約 4 分の 1 を占めることが明らかになったことにより、

実態面から、地方議会議員年金が議員退職後の老後の生活を保障する機能も有していると考えられるところである。

(2) 被用者年金の加入状況 (資料1参照)

各共済会における現職議員の被用者年金の加入状況を調査したところ、被用者年金に加入している地方議会議員は、都道府県議会議員は 42.3%、市議会議員は 25.2%、町村議会議員は 21.6%、地方議会議員全体では 25.0%となっていることが明らかとなった。

現職議員のうち約 75%は、被用者年金に加入していないところであり、これらの者にとっては、地方議会議員年金が、基礎年金以外の収入源として、老後の生活にとって重要な役割を果たしていると考えられる。

(3) 地方議会議員年金受給者実態調査 (資料2参照)

本検討会においては、地方議会議員年金が受給者にとってどのような役割を果たしているかを調査するため、厚生労働省が老齢年金受給者に対して行っている「老齢年金受給者実態調査」と同様の質問項目を設けた大規模なアンケート調査（地方議会議員年金受給者実態調査）を都道府県議会議員共済会及び市・町村議会議員共済会と協力して平成 21 年 7 月に実施し、地方議会議員年金受給者の収入、支出、就業状況等について調査を行った。

この結果、地方議会議員年金の退職年金受給者の夫婦世帯については、平均総収入が 418.1 万円で、老齢年金受給者の 406.8 万円とほぼ変わらない中で、公的年金については、地方議会議員年金の退職年金受給者が 200.4 万円、老齢年金受給者が 262.5 万円と差が生じており、地方議会議員年金 103.2 万円がその分を補っていることが明らかになった。

仮に、地方議会議員年金がなかった場合には、地方議会議員の退職年金受給者にとって総収入の約 24.7%が減少することとなり、老齢年金受給者と比べ、91.9 万円少ない状況となることになる。

また、地方議会議員年金の遺族年金については、比較できる他の公的年金における遺族年金に関する調査が存在しないが、地方議会議員年金の遺族年金を受給している女子単身世帯についてみると、総収入 184.9 万円のうち、地方議会議員年金が 49.6 万円であり、総収入に占める割合は、26.8%となっている状況である。

したがって、地方議会議員年金は地方議会議員退職後の老後の生活を保障する機能も有していると考えられる。

ただし、個別の受給者それぞれの収入と地方議会議員年金の額の分布を見れば、退職年金と収入の多寡との間には明確な相関関係は見られないところであり、個々の受給者にとって生活保障的な意味合いは異なる点については留意が必要である。

(4) 特権的ではないかと指摘されている点について（資料3、4参照）

地方議会議員年金について、特権的ではないかと批判を受ける場合があるが、必ずしも正確な制度理解や実態を踏まえた批判ではない場合が多いことから、代表的な次の4項目について、以下整理する。

① 年金額の水準

地方議会議員年金の平均年金額（平成19年度）は、約95万円であり、都道府県議会議員年金が195万円、市議会議員年金が103万円、町村議会議員年金が68万円となっている。上述(3)のとおり、地方議会議員年金の退職年金受給者にとって老齢年金受給者に比べて公的年金が少ない分を地方議会議員年金が補う形となっている。

なお、廃止された国会議員互助年金の平均年金額が443万円（平成17年度）であった。

② 年金受給資格を得る期間

地方議会議員年金の受給資格を得るのに必要な在職期間は12年であり、公的年金の25年と比較して、短期間である。

しかしながら、地方議会議員は選挙により選出されることから、制度に継続して加入できるとは限らず、制度間で加入期間が通算される公的年金と同列に論じることはできない。

仮に、受給資格を得る期間を公的年金並みの25年に延長した場合、少なくとも7回当選しなければ年金を受給できず、極めて少数の者しか受給者になりえないこととなる。また、年金受給資格を得る期間を延長した場合には、結果として、地方議会議員の在職期間が長くなることも予想される。

また、負担については、地方議会議員年金の総報酬に対する負担割合は、都道府県議会議員年金が9.3%、市議会議員年金が13.6%、町村議会議員年金が13.9%となっているが、廃止された国会議員互助年金は5.7%、老齢厚生年金は5.757%であり、地方議会議員年金の負担はより

高い仕組みとなっている。

③ 被用者年金との併給

地方議会議員年金は、被用者年金との併給が可能である。

しかしながら、上述(2)の調査のとおり、現職議員のうち4分の3は、被用者年金に加入していないところであり、これらの者にとっては、地方議会議員年金が、基礎年金以外の収入源として、老後の生活にとって重要な役割を果たしていると考えられる。

また、被用者年金に重複して加入していた期間については、年金額の40%（公費相当分）を控除する仕組みとなっており、被用者年金の上乗せ支給とは必ずしも言えない。

④ 都道府県議会議員共済会及び市・町村議会議員共済会からの重複受給

地方議会議員年金は、都道府県議会議員共済会、市・町村議会議員共済会それぞれの共済会で受給資格を満たせば、それぞれの年金を受給することが制度的には可能となっている。

しかしながら、実態としては、地方議会議員共済会間で重複をして受給資格を満たしている者は、年金受給者全体の1%未満しか存在せず、極めて稀なケースであり、地方議会議員の多くが重複受給しているかのように考えるのは適切ではない。

3. 地方議会議員年金の財政状況

(1) 平成18年検討会における財政見通しの検証（資料5参照）

平成18年の制度改正は、平成14年の制度改正で対応することのできなかった市町村合併の進展による影響に対する対応策を講じることとするために行われたものであった。しかしながら、制度改正後においても、市・町村議会議員共済会では財源不足が生じる見込みとなったことから、本検討会においては、平成18年の制度改正の前提となった平成18年地方議会議員年金制度検討会における財政見通し（以下「平成18年財政見通し」という。）について検証を行った。

その結果、都道府県議会議員共済会及び市・町村議会議員共済会のいずれも、支出面においては、三共済会が平成21年8月に行った平成23年度までの実態調査（以下「共済会調査」という。）が平成18年財政見通しを下回っており、財政収支上はプラスに働いている一方、収入面においては、

共済会調査が平成 18 年財政見通しを大きく下回っており、財政収支上はマイナスに働いていることが判明した。つまり、共済会調査と平成 18 年財政見通しとの乖離の主な原因は、収入面における乖離であることが明らかになった。

収入面における乖離の原因は、都道府県議会議員については、平成 18 年財政見通しにおいては平成 23 年度の会員数を 2,853 人と見込んでいたが、共済会調査では 2,673 人と見込んでいること、また、報酬についても平均報酬月額が平成 18 年財政見通しにおいては 685,000 円と見込んでいたが、共済会調査では 620,000 円と見込んでいることがあげられる。

市・町村議会議員については、平成 18 年財政見通しにおいては、平成 23 年度会員数を 37,959 人と見込んでいたが、共済会調査では 32,267 人と見込まれ、15%の乖離があるとともに、報酬についても、平成 18 年財政見通しにおいては平成 23 年度の平均報酬月額を 393,293 円と見込んでいたが、共済会調査では 355,351 円と見込まれ、10%の乖離があり、このような乖離が生じた原因は、平成 18 年地方議会議員年金制度検討会が想定した以上に市町村合併が進展したこと、合併をしていない市町村を含め、行政改革に伴う議員の定数削減や報酬削減が予想を上回るペースで行われたことによるものと考えられる。

(2) 財政見通し(基準試算)について (資料 6、7 参照)

市町村の合併の特例に関する法律(昭和 40 年法律第 6 号)及び市町村の合併の特例等に関する法律(平成 16 年法律第 59 号)(以下「市町村合併特例法」という。)に基づく市町村合併の進展により、市・町村議会議員共済会においては、極めて短期間に会員数が約 4 割減少した。

また、市町村合併の影響を直接には受けない都道府県議会議員共済会においても、行政改革に伴う定数削減等が行われている。

このような状況において、本検討会においては、今後約 20 年間の財政見通しについて、「(1)平成 18 年検討会における財政見通しの検証」の結果を踏まえ、次のとおり、厳しい前提条件を置いて試算をした。

- ・ 都道府県議会議員共済会の会員数は、過去統一地方選挙ごとに定数が平均で 33 人減少していることを踏まえ、統一地方選挙ごとに 33 人減少することとする。
- ・ 市・町村議会議員共済会の会員数は、平成 23 年度までは共済会独自の調査に基づく会員数とし、それ以降の会員数は合併の影響を除いた平成

11 年度から平成 16 年度の約 5 年間における減少率の平均を採用し、市議会議員共済会の会員数は毎年マイナス 0.85%、町村議会議員共済会の会員数は毎年マイナス 1.17%とする。

- ・ 都道府県議会議員共済会の報酬については、現在、すべての団体の報酬が標準報酬月額の上限である 62 万円を上回っていることから、今後も 62 万円で一定とする。
- ・ 市・町村議会議員共済会の報酬については、平成 17 年から平成 20 年の 4 年間における平均報酬月額の見直し率（合併により町村が市に移行したことに伴う報酬の引き上げの影響を除く。）を採用し、市議会議員共済会の報酬改定率は毎年マイナス 0.12%、町村議会議員共済会の報酬改定率は毎年マイナス 0.26%とする。
- ・ 運用利回り等については、最近の実績を勘案して設定する。

上記前提のもとに試算した結果、市・町村議会議員共済会は平成 23 年度に積立金が枯渇し、平成 23 年度から平成 43 年度までの約 20 年間における財源不足額は、約 2,998 億円（平成 43 年度において一定の積立金を残すことを考えれば、必要額は約 3,400 億円）になることが明らかになった。

また、都道府県議会議員共済会は平成 33 年度に積立金が枯渇し、平成 23 年度から平成 43 年度までの約 20 年間における財源不足額は、約 49 億円（平成 43 年度において一定の積立金を残すことを考えれば、必要額は約 110 億）になることが明らかになった。

このように、いずれの共済会においても、収支状況は非常に厳しいものとなっている。

(3) 合併がなかったと仮定した場合の財政見通しについて（資料 8 参照）

本検討会では、市町村合併に伴う市議会議員年金及び町村議会議員年金（以下「市・町村議会議員年金」という。）の財政に対する影響がどのようなものであるかを把握するため、仮に合併がなかったとした場合にどのような財政見通しになるのか、次の前提条件で試算した。

- ・ 平成 11 年度からの市町村合併を対象とする。
- ・ 平成 11 年度から平成 14 年度までは、合併が極めて少数であることから、決算値を使用する。
- ・ 平成 15 年度以降は、(2) の前提の下に行った試算（以下「基準試算」という。）の前提（会員減少率については市議会議員共済会でマイナス 0.85%、町村議会議員共済会でマイナス 1.17%、報酬改定率については市議会議員共済会でマイナス 0.12%、町村議会議員共済会でマイナス

0.26%) を使用して試算をする。

- ・ 平成 18 年改正において措置された市町村合併の進展による影響に対する激変緩和負担金 (4.5%) については、合併がなかったと仮定した場合には措置されなかったものであるため、当該試算においては考慮しない。

上記前提に基づき、試算をした結果、合併がなかったと仮定した場合の試算においても、平成 11 年度から平成 43 年度までの累積で収支は約 3,030 億円の赤字となり、同期間における基準試算 (激変緩和負担金を除く。) の赤字が約 5,664 億円であることから、その差額である約 2,634 億円が市町村合併の影響であると考えられる。

平成 18 年改正による激変緩和負担金 (4.5%) により、当該期間においては、約 751 億円を措置していることから、未措置の合併影響分は、合併影響分の約 2,634 億円から既に措置をした約 751 億円を差し引いた、約 1,883 億円と考えることができる。

4. 給付と負担の見直し案について

本検討会では、次のとおり給付と負担の見直し案について検討した。

(1) 給付と負担の見直しに当たっての考え方

給付と負担の見直しを行うに当たり、次の考え方を踏まえ、概ね 20 年後においても安定した給付が可能となるよう検討を行った。

第一に、地方議会議員年金は、地方議会議員の職務の重要性等を勘案して設けられた公的な互助年金であり、現実には、地方議会議員及びその遺族の老後の生活を保障する機能も有していること。

第二に、市・町村議会議員年金財政の悪化は市町村合併による議員数の急減が主な原因であり、合併特例法においては、国は、市・町村議会議員年金財政の健全な運営を図るため必要な措置を講ずるものとされていること。また、地方公共団体は市町村合併等により議員報酬等について毎年度約 1,100 億円 (平成 10 年度決算額から平成 19 年度決算額を控除した額) 節減できている一方で、市・町村議会議員共済会の掛金収入等の減少を招き、年金財政の大幅な悪化をもたらしていること。

第三に、平成 18 年に廃止された国会議員互助年金 (国費負担 : 議員負担 = 7 : 3) と異なり、地方議会議員年金は、これまで議員本人が 6 割を負担する互助的な年金として運営されてきたこと。

なお、今後とも安定的な給付を行うためには、財政再計算ごとに、社会情勢の変化や財政状況等を踏まえて必要な措置を講じる必要がある。

(2) 給付と負担の見直し案（A案）について（資料9、11参照）

① A案の考え方

市・町村議会議員年金は、市町村合併の影響を大きく受けたことから、激変緩和負担金を含めた公費負担率が当分の間、毎年5割程度となるように、激変緩和負担金を強化・延長し、給付水準・掛金・負担金を総合的に見直すこととする。

都道府県議会議員年金は、「公費負担：議員負担＝4：6」を基本として、給付水準・掛金・負担金を総合的に見直すこととする。

② 収入面の見直し

地方議会議員年金の財政状況を踏まえると、年金財政安定化のために、一定の収入面の見直しを行うこととする。

しかしながら、市・町村議会議員年金と都道府県議会議員年金とでは財政状況等に相違があるため、市・町村議会議員年金と都道府県議会議員年金の場合を分けて収入面の見直しを行うこととする。

(7) 市・町村議会議員年金

掛金率については、これまでの制度改正により、すでに相当程度高い水準に引き上げられているものの、年金財政の状況を踏まえれば、更に一定の引上げを行うことはやむを得ない。

特別掛金率についても、平成14年改正及び平成18年改正において、すでに大幅な引上げを行っているものの、年金財政の状況を踏まえ、更なる引上げを行うこととする。

平成18年改正により導入された市町村合併の影響に対する特例措置として設けられた激変緩和負担金についても、財源不足に対する市町村合併の影響分のうち未措置の部分が残っており、市町村合併による議員定数の減少により市町村が議員報酬等の支出を大幅に経費節減できたことに鑑み、強化することとする。

一方で、負担金の水準については、住民の理解を得られるものとなるよう、激変緩和負担金も含めた公費負担率を5割以下にとどめるこ

ととし、激変緩和負担金を除く公費負担率については、これまで議員本人が6割を負担する互助的な年金として運営してきたことを踏まえ、概ね4割とすることとする。

以上の観点から踏まえ、収入面の見直しについては、平成23年度から平成30年度までの掛金率を17.5%、特別掛金率を13%、負担金率を14.5%とし、平成31年度以降は、掛金率を16.5%、特別掛金率を9%、負担金率を13%とする。

また、市町村合併の影響に対する措置として設けられた激変緩和負担金は、平成43年度まで延長した上で、その率は、平成23年度から平成30年度までの8年間は、7.8%とし、残りの期間は、6.8%とする。

なお、この場合、平成23年度から約20年間で、未措置の合併影響分(約1,883億円)に対して、激変緩和負担金により約7割(約1,296億円)が対応されることになる。

(イ) 都道府県議会議員年金

年金財政の状況を踏まえると、掛金率・特別掛金率については一定の引上げが必要であり、掛金率は13.5%に、特別掛金率は2.5%に引き上げるが、負担金率については据え置くこととする。

③ 給付面の見直し

厳しい年金財政を改善するために、掛金等の引上げのみにより対応することとした場合には掛金等の大幅な引上げが必要であり、現役会員の過大な負担増となることから、年金財政の安定的な運営のためには、給付についても一定程度の引下げを行うことは避けられない。

その際、市・町村議会議員年金と都道府県議会議員年金とでは、年金財政の状況等に相違があるものの、地方議会議員年金制度が「地方議会議員の任務の重要性を勘案して政策的に設けられた互助年金制度」であるという制度の趣旨・性格は、都道府県議会、市議会、町村議会の区分にかかわらず同じであることから、給付については、従来どおり同一の取扱いとすることとする。

以上の観点から、給付については、平成14年改正において、既に年金算定基礎率を150分の50から150分の40に20%引き下げていること、平成18年改正において150分の40から150分の35まで更に12.5%引き下げていることを勘案し、年金算定基礎率を150分の31.5まで更に10%

引き下げることとする。

また、年金受給資格を得るのに必要な在職年数（12年）を1年超えるごとに年金算定基礎率に加算される加算率（現行150分の0.7）についても、年金算定基礎率と同様に10%引き下げることとし、150分の0.63とすることとする。

さらに、厳しい年金財政の状況を踏まえれば、現役会員だけではなく、既裁定者に対しても応分の負担を求めることとし、既裁定者の給付についても10%引き下げることとする。

また、平成18年改正においては引下げを行わなかった、既に受給をしている遺族年金受給者についても応分の負担を求めることとし、給付を10%引き下げることとする。

なお、既裁定者に対する給付の引下げについては、(6)でさらに詳しく検討するが、給付の引下げに際し、低所得者に対する配慮措置を充実することとする。

一時金についても、年金の給付水準の引下げとの均衡から、年金算定基礎率と同様に、支給率を10%引き下げることとする。

(3) 給付と負担の見直し案（B案）について（資料9、11参照）

① B案の考え方

市・町村議会議員年金の市町村合併の影響による財源不足に対しては、激変緩和負担金を3倍以上に強化して対応することとし、市町村合併以外の原因による財源不足に対しては、「公費負担：議員負担＝4：6」を基本として、給付水準・掛金・負担金を総合的に見直すこととする。

都道府県議会議員年金は、「公費負担：議員負担＝4：6」を基本として、給付水準・掛金・負担金を総合的に見直すこととする。

② 収入面の見直し

(7) 市・町村議会議員年金

平成18年改正により導入された市町村合併の影響に対する措置として設けられた激変緩和負担金については、市町村合併による議員定数の減少により市町村が議員報酬等の支出を大幅に経費節減できたことに鑑み、財源不足に対する市町村合併の影響分のうち未措置の部分に対して、全額激変緩和負担金として公費で対応することとする。

その場合、市町村合併の特例措置として設けられた激変緩和負担金は、その率を 14%に引き上げ、平成 33 年度まで延長した上で、平成 34 年度から平成 38 年度までの 5 年間に漸減し、平成 39 年度に廃止することとする。

その上で、これまで議員本人が 6 割を負担する互助的な年金として運営してきたことを踏まえ、激変緩和負担金を除く公費負担率が概ね 4 割となるようにすることとし、これを踏まえ掛金率・特別掛金率・負担金率を調整し、掛金率を 17%、特別掛金率を 10%、負担金率を 14% にそれぞれ引き上げることとする。

なお、この場合、激変緩和負担金を含む公費負担率は 10 年以上の期間にわたり、5 割を超える（57.4%）こととなる。

(イ) 都道府県議会議員年金

上述の考え方から、掛金率は 13.5%に、特別掛金率は 4%に、負担金率は 10.5%にそれぞれ引き上げることとする。

③ 給付面の見直し

A 案と同様に、年金財政の安定的な運営のためには、給付についても一定程度の引下げを行うことは避けられず、都道府県議会、市議会、町村議会の区分にかかわらず従来どおり同一の取扱いとすることが必要であり、年金算定基礎率を 150 分の 33.25 まで更に 5%引き下げることとする。

また、年金受給資格を得るのに必要な在職年数（12 年）を 1 年超えるごとに年金算定基礎率に加算される加算率（現行 150 分の 0.7）についても、年金算定基礎率と同様に 5%引き下げることとし、150 分の 0.665 とすることとする。

さらに、厳しい年金財政の状況を踏まえれば、現役会員だけではなく、既裁定者に対しても応分の負担を求めることが必要であり、既裁定者の給付についても 5%引き下げることとする。

また、平成 18 年改正においては引下げを行わなかった、既に受給をしている遺族年金受給者についても応分の負担を求めることとし、給付を 5%引き下げることとする。

なお、既裁定者に対する給付の引下げについては、(6)でさらに詳しく検討するが、給付の引下げに際し、低所得者に対する配慮措置を充実することとする。

一時金についても、年金の給付水準の引下げとの均衡から、年金算定基礎率と同様に、支給率を5%引き下げることとする。

(4) 給付と負担の見直し案に対する意見

① A案に対する意見

本検討会では、A案について、次のとおり意見があった。

- ・ 財源不足のうち、未措置の合併影響分が激変緩和負担金により7割しか措置されていないのは問題であり、合併特例法で必要な措置を講じるとしたからには全額公費で対応するべきであるとする意見があった一方、合併影響分の7割を激変緩和負担金により対応すれば合併特例法の趣旨を踏まえているのではないかとの意見があった。

② B案に対する意見

本検討会では、B案について、次のとおり意見があった。

- ・ 激変緩和負担金を含めた公費負担率が10年以上にわたり6割近くになるのは国民の理解が得られないのではないかとする意見や、合併の影響をすべて公費で対応するのは理解が得られないのではないかとする意見があった。

③ A案・B案に共通する意見

本検討会では、A案・B案に共通して、次のとおり意見があった。

- ・ 掛金率・特別掛金率が高すぎる中でさらに引き上げるのは、現役議員にとってはこれ以上の負担に耐えられないとの意見があった。
- ・ 現役議員の給付率については、平成14年改正、平成18年改正で既に3割引き下げられており、さらに引き下げる（A案の場合は10%引下げ、B案の場合は5%引下げ）のは問題であるとの意見があった。
- ・ 財源不足は市町村合併の影響等によるものであることから、現役議員が掛金の引上げや給付の引下げにより負担をすることは問題であり、全額公費で対応すべきではないかとの意見があった。

- ・ 世代間の不均衡を是正するため、既裁定者の給付率を更に引き下げることにはできないかとの意見があった。
- ・ 激変緩和負担金を除く公費負担率については、地方議会議員年金の生活保障的な機能を踏まえ、他の公的年金と同様に、5割にするべきとの意見があった。

(5) 給付と負担の見直し案に対する各議長会・共済会の考え方

給付と負担の見直し案 A 案・B 案に対し、都道府県議会議員共済会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会からそれぞれ次の考え方が示された。

① 都道府県議会議員共済会の考え方

A 案・B 案に対し、都道府県議会議員共済会から、次のとおり考え方が示された。

- ・ 地方議会議員年金制度を存続すべきである。その場合、現役会員の負担と受益の関係が保険制度としての限界点にあることから、世代間の給付と負担の不均衡を是正し、今後とも持続可能な会員が信頼できる制度として構築すべきである。
- ・ 存続する場合は、A 案でやむを得ない。
- ・ 廃止する場合の考え方を検討するとした意見も 1/4 程度あった。
 なお、廃止する場合の考え方を検討する場合には、一時金は掛金総額の 64% を超える率を確保すべきである。
 また、地方議会議員についても、例えば被用者年金と同様に基礎年金に上乘せの報酬比例部分とするなど新たな制度の創設を検討すべきである。

② 全国市議会議長会の考え方（資料 10、11 参照）

A 案・B 案に対し、全国市議会議長会（市議会議員共済会）から次のとおりの別案（以下「全国市議会議長会の案」という。）が提示された。

市・町村議会議員年金の市町村合併の影響による財源不足に対しては、全額激変緩和負担金で対応することとし、市町村合併以外の原因による財源不足に対しては、「公費負担：議員負担＝5：5」を基本として、給付水準・掛金・負担金を総合的に見直すこととする。

収入面の見直しについては、市町村合併の特例措置として設けられた激変緩和負担金の率を14%に引き上げ、平成33年度まで延長した上で、平成34年度から平成38年度までの5年間に漸減し、平成39年度に廃止することとする。

掛金・特別掛金の引上げは行わず、負担金については16%に引き上げ、特別掛金に対する負担金を新たに創設して、7.5%とする。

給付面については、給付水準の引下げは行わない。

地方議会議員年金制度を今後も維持していくことが望ましいが、仮に、地方議会議員の年金制度の廃止を行うこととする場合にあっては、国会議員年金の廃止の例にならうものとし、受給資格のある現職議員が年金ではなく一時金を選択した場合の給付額については、掛金総額の64%ではなく80%とすべきである。

③ 全国町村議会議長会の考え方

A案・B案に対し、全国町村議会議長会から、年金制度を維持存続し、将来にわたり安定的な年金給付が可能となるよう、B案を基本としつつ次の点を検討すべきとの考え方が示された。

- ・ 市町村合併が年金財政に及ぼした影響については、市町村合併特例法第65条第3項に基づき、激変緩和負担金として全額財政措置すること。
- ・ 激変緩和負担金を除く公費負担を議員負担と同水準まで引上げること。
- ・ 現職議員については、度重なるこれまでの改正を踏まえ、給付や掛金に関し過度の負担を強いることのないよう制度設計を行うこと。

④ 全国市議会議長会の案に対する意見

本検討会では、全国市議会議長会の案について、次のとおり意見があった。

- ・ 激変緩和負担金を含めた公費負担率が10年以上にわたり6割以上になるのは国民の理解が得られないのではないかとする意見があった。
- ・ 全国市議会議長会が、財源不足に対して地方議会議員の追加負担がなく、すべて公費で負担すべきとする案しか受け入れることができないとするならば、当該案は国民の理解が得られないと考えられることか

ら、結局は、廃止するしかないのではないかとする意見があった。

5. 給付と負担の見直しに伴う検討事項

(1) 既裁定者の取扱いに係る憲法上の論点

① 既裁定者に対する給付の引下げについて

既裁定者に対する給付については、平成 18 年改正において、10%の引下げを行ったところである。

しかしながら、地方議会議員年金制度を長期的に安定した制度とするために、現役会員の負担を引き上げ、給付を引き下げ、激変緩和負担金の充実・延長、高額所得者に対する支給停止の強化、市・町村議会議員共済会の統合を行う今回の給付と負担の見直し案（A 案・B 案）にあっては、厳しい年金財政の状況に対応するため、平成 18 年改正においては引下げを行わなかった既に受給をしている遺族年金受給者も含めて、既裁定者にも更なる応分の負担を求めることが必要である。

また、既に述べたように、市・町村議会議員共済会と都道府県議会議員共済会とでは、年金財政の状況等に相違があるものの、そもそも地方議会議員年金制度は、都道府県議会議員、市議会議員、町村議会議員に共通する地方議会議員の任務の重要性を考慮して設けられたものであり、そのため、現行法においても年金額の算定については、すべての地方議会議員に共通した規定となっている。

したがって、上記のような現行規定やその趣旨を踏まえれば、年金額の算定については、従来どおり、都道府県議会、市議会、町村議会に対して、同一の取扱いとすることが必要である。

② 給付の引下げと財産権の保障との関係について

憲法で保障された財産権との関係で、既裁定者に対する給付の引下げが認められるためには、判例に示された基準（i）財産権の性質、ii）財産権の内容を変更する程度、iii）財産権の内容を変更することによって保護される公益）の観点からの検討が必要であり、それぞれの基準について、次のようなことが言えるものと考えられる。

i）財産権の性質

地方議会議員年金は、公的年金とは別に、地方議会議員の任務の重要性を勘案して政策的に設けられた互助年金であり、財源についても、政策的な公費負担をしていることから、生活の安定という目的ばかりでな

く、政策的な性格を有する年金である。

ii) 財産権の内容を変更する程度

既裁定者の給付をさらに引き下げるにあたって、当該引下げの既裁定者に対する影響をより詳細に把握するため、これまでにない大規模な地方議会議員年金受給者実態調査（2(3)参照）を実施したところである。

その結果、仮に、給付を更に1割程度引き下げたとしても、引下げ幅は、退職年金については平成18年改正による10%引下げ後の退職年金受給者世帯の平均収入の約2.5%に、遺族年金については遺族年金受給者世帯の平均収入の約2.7%にとどまることが明らかになったところであり、一般的には既裁定者の生活に与える影響は限定的なものであることが判明した。

さらに、給付の引下げを行うにあたっては、すべての既裁定者の所得を把握することにより、年金額の多寡ではなく、所得を基準として年金の引下げの有無を決定することとしており、給付の引下げが生活に与える影響が比較的大きいと考えられる低所得者に対しては、実質的に給付の引下げ前の水準を維持する措置（5(2)②参照）をとることで、財産権の内容を変更する程度を最小限に抑えるようなきめ細やかな配慮をすることとしている。

以上の観点から、今回、さらなる既裁定者の給付の引下げを行うものの、その変更をする程度は、憲法上、許容される範囲になるものと考えられる。

iii) 財産権の内容を変更することによって保護される公益

既裁定者に応分の負担を求めることで、現役会員の負担能力の限界を超える掛金の引上げや、現役世代と受給者世代との間で給付と負担に関する著しい不公平が発生すること、公費負担が増大することを防ぎ、また、制度の破綻により受給権が意味を失うことを回避することができる。

このことは、結果として既裁定者の権利を保護するとともに、地方分権等の進展に伴いその役割が重要となる地方議会の人材確保につながるものである。

以上の検討を踏まえると、きわめて厳しい地方議会議員年金の年金財政の状況の下で、現役会員の負担を更に引き上げること、現役会員の給付を更に引き下げること、激変緩和負担金など地方公共団体の負担を引

き上げること、高額所得者の支給停止措置の強化をすることなど、取りうる対応策を十分とった上で、給付の引下げをする際の低所得者に対する配慮措置を充実することにより、遺族年金も含めた既裁定者に対する給付を1割程度まで引き下げることが、憲法上も許容されるものと考えられる。

このため、今回の給付と負担の見直し案では、他の見直しを行った上で、既裁定者に対しても応分の負担を求めることとし、既裁定者に対する給付をA案の場合は10%、B案の場合は5%引き下げることとする。

(2) その他見直しをする事項について

① 高額所得者に対する退職年金の一部支給停止の強化

高額所得者に対しては、退職年金の額と前年の所得の額に応じて、退職年金の一部が支給停止されている。

今回の給付と負担の見直し案では、地方議会議員年金の厳しい財政状況に対応するため、既裁定者も含めて給付の引下げを行うこととしているが、地方議会議員年金が互助年金であるという基本的性格や議員退職後の老後の生活を保障する機能も有していることを踏まえると、生活に余裕のある高額所得者に対して更なる協力を求めることが必要である。

また、廃止された国会議員互助年金については、高額所得者に対する一部支給停止措置が強化されていることも踏まえる必要がある。

このため、国会議員互助年金と同様に、退職年金の多寡によらず、所得額に応じて支給停止を行うこととし、議員年金の額と前年の議員年金等を除く所得（総所得金額ベース）との合計額が600万円を超えるときは、当該超える額の2分の1に相当する額の年金の支給を停止することとする。

ただし、給付と負担の見直しをして制度を存続する場合、国会議員互助年金の廃止に伴い設けられた退職年金の一部支給停止の強化策をそのまま導入することは適当ではないことから、一定の配慮を行う必要がある。

また、受給者が市町村から課税証明書を取得して共済会に提出する方法も考えられるが、高齢の受給者に対し面倒な手間をかけさせる上、受給者にとっては不利益処分にあたる場合もあることから、共済会職員の守秘義務を強化した上で、各共済会が市町村に対して受給者の所得情報

を請求できることとする方向で検討を行うべきである。

② 給付の引下げをする際の低所得者への配慮措置の充実

平成 18 年改正においては、既裁定者について給付を 10% 引下げた後の退職年金が最低保障額よりも少ない場合には、最低保障額を退職年金の額として支給することとされているが、年金額の多寡ではなく受給者の所得を基準として給付の引下げの有無を決定するべきである。

個人住民税の非課税措置は、担税力のない又は著しく薄弱の者に対する措置であり、そのような者に対しては、実質的に給付の引下げ前の水準を維持することとする。

③ 転給制度の廃止

遺族年金受給者が失権し、さらに定款に規定する後順位の遺族がいるときは、その者に遺族年金が支給される転給制度については、厚生年金では存在しない制度であり、国民の理解が得られないことから、すでに受給されている遺族からの転給も含め、廃止することとし、転給を行わないこととする。

④ 市議会議員共済会と町村議会議員共済会の組織の統合

平成 18 年改正において、市議会議員共済会と町村議会議員共済会は、財政単位を一元化したところであるが、両共済会の組織力の向上と効率性を確保するため、市議会議員共済会と町村議会議員共済会は組織統合するべきである。

統合に当たっては、平成 23 年度の統一地方選挙時における給付事務の対応、新たな管理・庶務事務のための体制構築等があることから、統合のために必要な準備期間を確保するとともに、年金給付システムの統合については安全で確実な方法で段階的に進めることも検討するべきである。

⑤ 積立金の運用

給付と負担の見直しをした場合においても、特に、平成 23 年度から当面は市・町村議会議員共済会の積立度合が極端に低いことから、退職者の数によって年度途中の支給月に資金が不足する可能性も全く否定できないことから、例外的緊急避難的措置として各共済会の積立金の運用として、共済会間で一時的な資金の貸し借りができるようにするべきである。

⑥ その他見直しをする事項の影響額

今回の見直しにおいて、①高額所得者に対する退職年金の一部支給停止の強化及び②給付の引下げをする際の低所得者への配慮措置の充実を行う場合、これらが年金財政に与える影響は比較的大きいことが予想されるが、現在では、全受給者の所得を把握していないことから、正確な見通しを立てるのは困難である。

その前提のもと、地方議会議員年金受給者実態調査等を踏まえ、上記①及び②の措置の影響額について粗い試算をしたところ、A案においては、平成43年度の積立金を一定程度確保するためには、掛金等の「臨時のかさ上げ期間」を、8年（平成23年度から平成30年度まで）から1～2年程度（平成23年度から平成32年度程度まで）延長する必要がある可能性もある。

次回財政再計算においては、①及び②に関する一定のデータがそろふことから、試算の精度をあげてその影響額について検討をする必要がある。

(3) 見直しをしない事項について

① 年金受給資格の見直し

地方議会議員年金の受給資格要件である在職年数は12年とされているが、給付の見直しという観点からは、年金受給資格要件を12年より長い期間とすることも考えられる。

しかしながら、年金受給資格要件の延長は、退職一時金支出の増加を招き、特に年金財政の状況が厳しい今後10年間の収支を悪化させ、更に追加的な対応策が必要となる可能性がある。また、年金受給資格要件を延長すれば、結果として、地方議会議員の在職期間が長くなることも予想される。

以上のことから、年金受給資格要件については、見直しを行わないこととする。

② 遺族年金の支給率の見直し

遺族年金の額は、退職年金の2分の1に相当する額とされているが、給付の見直しという観点からは、遺族年金の支給率を引き下げること、あるいは新たに発生する遺族年金の廃止も考えられる。

しかしながら、遺族年金の支給率が、厚生年金等における遺族年金の

支給率が4分の3であることと比べて、既に低い水準にあること、死亡により退職する者等の遺族の生活も配慮すべきであること、また、今回の対応策の内容である退職年金の引下げは、将来的な遺族年金の引下げ効果を有することから、遺族年金の支給率は現行どおり退職年金の2分の1とすることとする。

③ 退職年金の支給開始年齢の見直し

地方議会議員年金は65歳から支給されるが、本人の意思にかかわらず選挙により制度への加入・脱退が行われるため、会員の議員歴に基づく経過措置を規定している。このため、公的年金の支給開始年齢とは異なる者が存在するが、極めて少数であり、見直し対象となる者にとっては年金受給の期待権が著しく害されること、見直しによる財政効果がほとんどないことから、見直しは行わないこととする。

④ 被用者年金との重複期間を有する場合の退職年金の控除割合の見直し

地方議会議員は、地方議会議員年金の他に被用者年金に加入している場合には、加入が重複する期間について、議員年金額から4割（公費相当部分）を控除することとされている。

この控除割合については、市・町村議会議員共済会においては、市町村合併の影響に対応するための負担金が措置されている期間は、公費負担率がA案で約5割、B案で約6割（57.4%）となることが見込まれることから、実態に合わせて割合を引き上げることも考えられる。

しかしながら、市町村合併の進展に伴う影響に対する措置の期間における公費負担率の上昇は、市町村合併の影響に対応するための措置を行った結果であることから、当該措置まで含めて公費相当部分の控除を実施することは、当該措置の趣旨から妥当ではない。

A案及びB案では、当該措置を除いた市・町村議会議員共済会の公費負担率は4割程度であり、また、都道府県議会議員共済会の公費負担率も4割程度にとどまる見通しであることから、控除割合は4割にとどめることとする。

(4) その他の論点

検討会においては、特別掛金についても相当する公費負担を導入すべきという指摘や総報酬制の導入の指摘もあったところであるが、今後の地方議会議員の報酬のあり方と合わせて検討していくべきである。

また、公的年金との通算について指摘があったが、地方議会議員年金の基本的な性格を踏まえ、検討するべきである。

6. 廃止をする場合の考え方について

上述のような給付と負担の見直し案に加え、本検討会では、次のとおり、地方議会議員年金の廃止をする場合の考え方について検討した。

(1) 廃止をする場合の考え方について（資料 1 2 参照）

① 基本的な考え方

国会議員互助年金については、平成 18 年 4 月に廃止されたところである。国会議員互助年金と地方議会議員年金とは、制度の基本的性格、運営方式、国庫負担率（公費負担率）及び平均年金額等の実態が異なっているものの、国会議員互助年金に準じて地方議会議員年金が創設された経緯に鑑み、廃止をするのであれば、国会議員互助年金の廃止にならない、現受給者・現会員に対して十分な保障をした上で、廃止することとする。

地方議会議員年金は、既に平成 14 年・平成 18 年改正により、現会員の給付の約 30% 引下げ（50/150→36/150）、既裁定者の給付の 10% 引下げ（50/150→45/150）が行われているところであり、国会議員互助年金以上の給付の引下げが既に実施されていることから、現状の状態で廃止することとする。

また、国会議員互助年金にならない、高額所得者に対する支給停止措置を強化することとする。

廃止をした場合、財源の約 6 割を占める現役会員の掛金収入がなくなることから、廃止に伴う過去債務の支払いに必要な費用の財源を、例えば、会員の報酬総額に応じて、各地方公共団体が公費で負担することとする。

また、平成 23 年度は統一地方選挙の年にあたり、任期満了により 12 年の受給資格を得る者が約 5,000 人存在することから、廃止法の施行を平成 23 年春とすることも検討する必要がある。

② 現職議員の給付の取扱い

国会議員互助年金の廃止の場合、受給資格を満たしている者（在職 10

年以上)は、納付金総額の80%を退職時に受給するか、又は、退職後、廃止前(平成18年3月時点)の法律により年金額の15%引下げをした年金を受給するかを選択できる制度となっている。

地方議会議員年金を廃止する場合には、受給資格を満たしている者(在職12年以上)については、掛金総額の64%の一時金を退職時に受給するか、退職後、廃止前の法律による年金を受給するか選択できる制度とすることとする。

なお、受給資格を満たしている者が一時金を選択する場合の支給率を掛金総額の64%としているのは、現行制度の一時金の支給率のうち最も高い率が64%であるからである。

また、地方議会議員年金は、上述のとおり、国会議員互助年金よりも給付水準を引き下げているため、廃止前の法律による年金を受給することを選択できる制度とするが、年金を受給することを選択した者については、高額所得者に対する支給停止措置を強化することとする。

具体的には、議員年金の額と前年の議員年金等を除く所得(総所得金額ベース)との合計額が600万円を超えるときは、当該超える額の2分の1に相当する額の年金の支給を停止し、最低保障額は廃止することとする。

国会議員互助年金の廃止の場合、受給資格を満たしていない者(在職10年未満)は、廃止前の法律で一時金として設定されている納付金総額の80%を退職時に受給する制度となっているが、地方議会議員年金を廃止する場合も同様に、受給資格を満たしていない者について廃止前の法律で設定されている在職年数に応じた一時金率で支給することとする。

なお、国会議員互助年金の廃止の際、廃止前は一時金が支給されていなかった在職3年未満の者に対して、一時金を支給することとしていることから、地方議会議員年金を廃止する場合についても、同様に、在職3年未満の者に対して一時金を支給することとする。

③ 退職した議員で既に退職年金を受給している者の給付の取扱い

国会議員互助年金の廃止の場合、退職した議員で既に退職年金を受給している者の給付については、年金額に応じて最大で10%の給付の引下げを行った上で、退職年金の支給を継続している。

地方議会議員年金を廃止する場合は、上述のとおり、平成 18 年改正で一律 10% の給付引下げを行っていることから、廃止前の法律により退職年金の支給を継続することとする。

ただし、高額所得者については、②と同様に、支給停止措置を強化することとする。

④ 退職した議員の遺族で既に遺族年金を受給している者の給付の取扱い

国会議員互助年金の廃止の場合、退職した議員の遺族で既に遺族年金を受給している者の給付については、廃止前の法律に基づき支給を継続している。

地方議会議員年金を廃止する場合においても廃止前の法律に基づき支給を継続することとする。

(2) 廃止をする場合に必要な費用

(1) の考え方にしたがって、受給資格を有する現役議員が全員年金を選択したと仮定して廃止した場合に必要な費用を試算すると、都道府県議会議員共済会及び市・町村議会議員共済会を合わせた総額では、約 59 年間の累計で約 1 兆 3,377 億円必要となる。単年度においては、平成 23 年度で約 739 億円と見込まれるが、その後、平成 33 年度には約 526 億円、平成 43 年度には約 290 億円と逡減していき、平成 47 年度から平成 48 年度頃において、給付と負担の見直し案（A 案）よりも、単年度の公費の額は少なくなる見通しである。

(3) 廃止をする場合の考え方に対する意見

本検討会においては、廃止をする場合の考え方については、次のとおり意見があった。

- ・ 度重なる給付と負担の見直しにより、現職議員には負担に耐えられず、廃止をした方がよいと考える者もいるのではないかとする意見があった。
- ・ 廃止により地方議会議員の担い手が確保できなくなることを懸念する意見があった。
- ・ 廃止の場合の公費負担額が当面多額となることから、国民の理解を得る必要があり、場合によっては一定の給付引下げが必要となる可能性もあるのではないかとする意見があった。

- ・ 受給資格を有する現職議員に対する一時金の支給率については 64%ではなく、少なくとも国会議員互助年金並に 80%とするべきであるとする意見があった。
- ・ 地方分権の進展等、社会情勢の変化により、今後の地方議会議員年金財政の動向は不透明であり、その際は何らかの見直しを再度行う必要があることを考えれば、廃止も一つの選択肢ではないか、とする意見があった。

(4) 廃止をした後の方策に関する意見

廃止の場合であっても、幅広い層から人材を確保し、地方議会が期待される役割を果たしていく観点とともに、地方議会議員の退職後の生活を保障する観点から、地方議会議員についても基礎年金に上乘せの報酬比例部分として制度を設けるなど何らかの方策を検討するべきであるとの意見があった。

7. 終わりに

本検討会においては、市町村合併の進展等により厳しい財政状況にある地方議会議員年金制度の今後のあり方を考えるに当たって、その果たしている役割を議論し、財源不足に対する市町村合併の影響度合いの試算など具体的なデータに基づき、分析してきたところである。

本検討会は、地方分権の推進に伴い地方公共団体の役割が拡大していく状況下での地方議会の位置付けや果たすべき役割の重要性、幅広い層からの人材確保の観点、また、地方議会議員年金が議員の老後の生活を保障している機能を有していることに鑑み、地方議会議員年金の安定的な給付を可能とするために必要な給付と負担の見直し案（A案・B案）を作成し、検討を行ったところである。

また、財源不足に対して、地方議会議員の追加負担がなく、すべて公費で負担すべきとする案が出され、これに対して、当該案では国民の理解を得られないのではないか、という意見があったところである。

さらに、強制加入の年金制度として維持していくには現職議員の負担が過重となっており、地方議会議員年金を廃止することも一つの選択肢ではないかと考えられる。その場合の考え方やその方策についても本検討会において検討したところである。廃止をする場合には、国会議員互助年金の廃止の方法にならい、受給者及び現会員に対する十分な保障が必要である。

本検討会としては、市町村合併の急速な進展等に伴う地方議会議員年金制度の基盤の構造的な変化により、平成23年には市・町村議会議員共済会に係る受給者への年金給付が不能と見込まれる事態になることに鑑み、早急な対応が行われることを期待するものである。

附 属 资 料

地方議会議員年金制度検討会委員名簿

(学識経験者)

○ 大 橋 洋 一 学習院大学法務研究科教授

松 本 英 昭 地方公務員共済組合連合会理事長

横 道 清 孝 政策研究大学院大学教授

渡 辺 俊 介 東京女子医科大学教授

(五十音順)

(議員共済会代表)

金 子 万寿夫 鹿児島県議会議長、都道府県議会議員共済会会長〈平成21年7月から〉

大 野 忠右工門 秋田県議会議長、都道府県議会議員共済会会長〈平成21年7月まで〉

藤 田 博 之 広島市議会議長、市議会議員共済会特別顧問

野 村 弘 長野県木曾郡上松町議会議長、町村議会議員共済会会長〈平成21年7月から〉

原 伸 一 福岡県田川郡赤村議会議長、町村議会議員共済会会長〈平成21年6月まで〉

(総務省)

佐々木 敦 朗 自治行政局公務員部長〈平成21年7月から〉

松 永 邦 男 自治行政局公務員部長〈平成21年7月まで〉

注：○印は座長。肩書は最終時のもの。

地方議会議員年金制度検討会幹事名簿

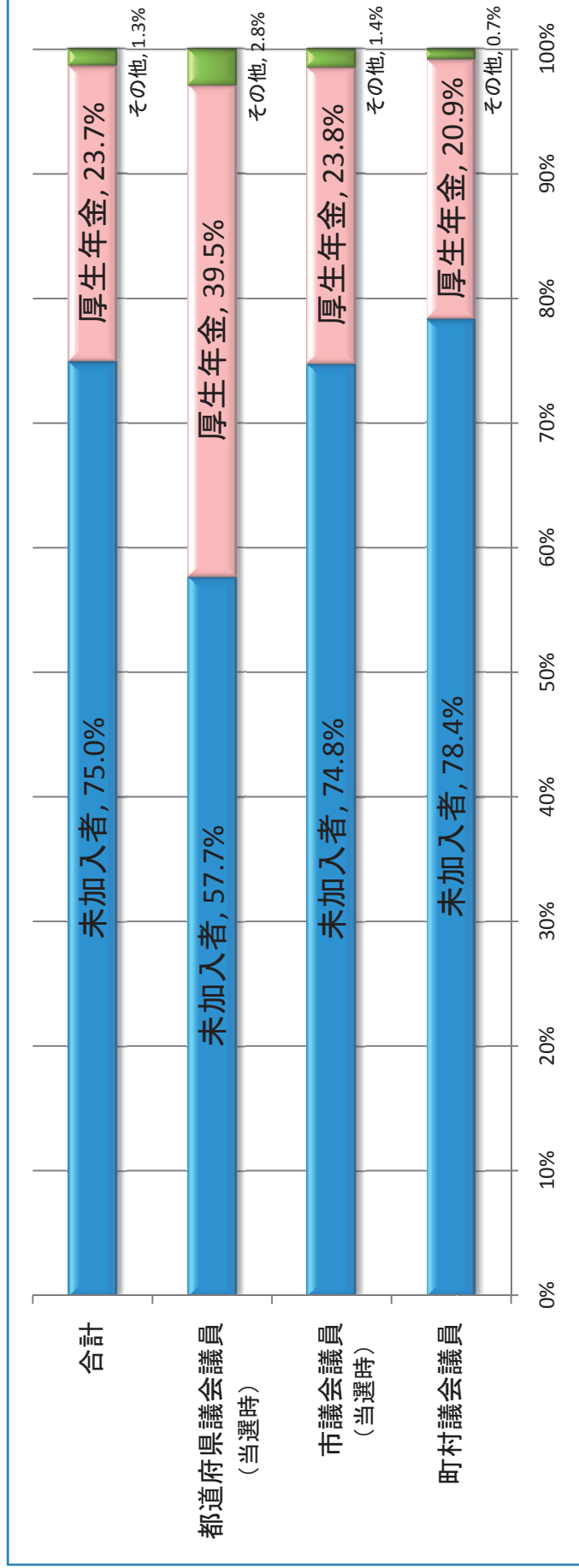
- | | |
|---------|------------------------------------|
| 田 村 政 志 | 都道府県議会議員共済会理事
(全国都道府県議会議長会事務総長) |
| 大 竹 邦 実 | 市議会議員共済会理事
(全国市議会議長会事務総長) |
| 高 田 恒 | 町村議会議員共済会常務理事
(全国町村議会議長会事務総長) |
| 佐 村 知 子 | 総務省大臣官房審議官
(地方行政・地方公務員制度、選挙担当) |
| 高 原 剛 | 総務省自治行政局公務員部福利課長〈平成21年7月から〉 |
| 北 崎 秀 一 | 総務省自治行政局公務員部福利課長〈平成21年7月まで〉 |
| 大 平 正 治 | 総務省大臣官房企画官〈平成21年4月から〉 |
| 飯 塚 謙 二 | 総務省大臣官房企画官〈平成21年3月まで〉 |

地方議会議員年金制度検討会のスケジュール

回数	開催年月	主な検討項目等
第1回	平成21年3月 (H21. 3. 30)	座長選出 検討会開催スケジュールについて 地方議会議員年金制度の現状、問題点について 前回検討会における財政収支見通しの検証について 地方議会議員年金制度に関する検討項目について
第2回	平成21年5月 (H21. 5. 29)	地方議会議員年金制度の現状について 前回検討会における財政収支見通しの検証について 財政見通しについて 現会員と既裁定者との給付と負担の比較について 地方議会議員年金制度を廃止した場合の課題について
第3回	平成21年10月 (H21. 10. 6)	地方議会議員年金制度の現状について 地方議会議員年金受給者調査の結果について 基準試算の更新について 合併がなかったと仮定した場合の試算について
第4回	平成21年11月 (H21. 11. 2)	給付と負担の見直し案について 廃止する場合の考え方について その他の検討項目について
第5回	平成21年12月 (H21. 12. 4)	報告書の骨子について
第6回	平成21年12月 (H21. 12. 21)	地方議会議員年金制度検討会報告（案）について

【現会員の被用者年金加入の状況】

(平成17年8月31日現在)



出典：平成18年実態調査(都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会、町村議会議員共済会)

※都道府県議会議員及び市議会議員については、当選時における被用者年金の加入状況であり、町村議会議員については、平成17年8月31日現在における被用者年金の加入状況である。

※「その他」は、「旧船員保険法」、「地方公務員等共済組合法」、「私立学校共済組合法」、「国家公務員等共済組合法」又は「農林漁業団体職員共済組合法」に基づく年金である。

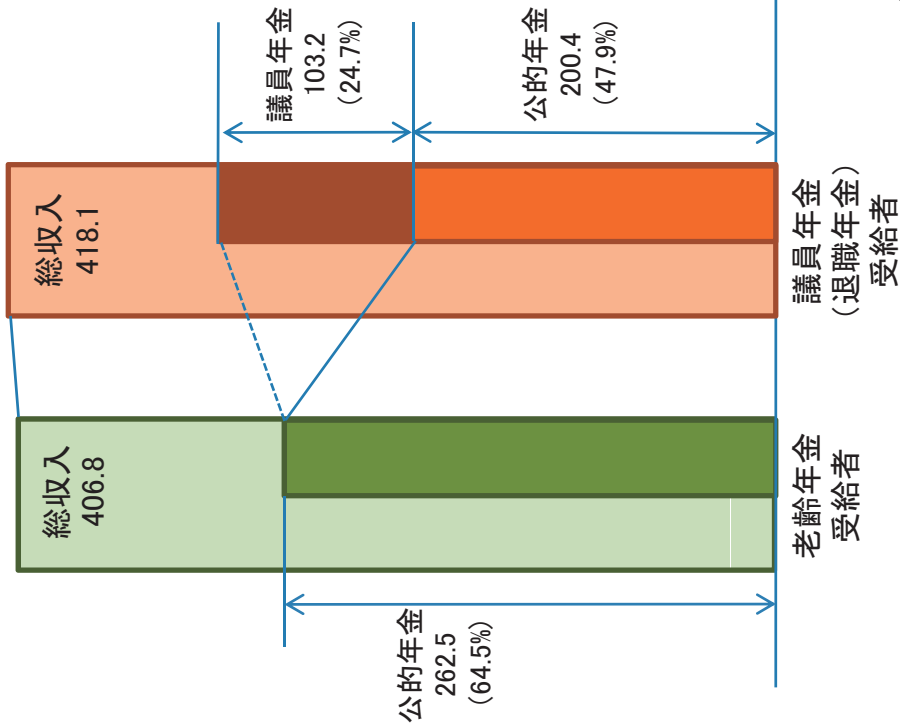
【被用者年金との重複期間の控除】

$$\text{控除額} = \text{退職年金の年額の計算式により算出した額} \times \frac{\text{重複期間}}{\text{在職期間}} \times \frac{40 (\text{※})}{100}$$

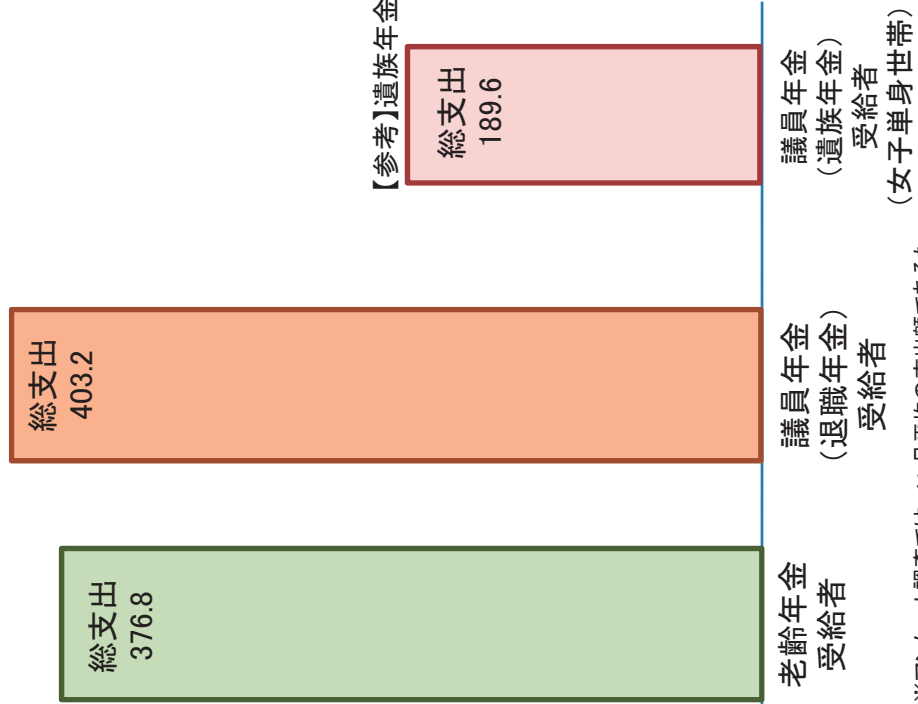
(※)平成15年度より前の期間は25

【議員年金(退職年金)受給者(夫婦世帯)の状況<収入・支出>】

収入(年額)



支出(年額)



【参考】遺族年金

総支出
189.6議員年金
(遺族年金)
受給者
(女子単身世帯)議員年金
(退職年金)
受給者老齢年金
受給者議員年金
(遺族年金)
受給者
(女子単身世帯)【参考】遺族年金
総収入
184.9
議員年金
49.6
(26.8%)
公的年金
103.2
(55.8%)議員年金
103.2
(24.7%)
公的年金
200.4
(47.9%)

※アンケート調査では、1ヶ月平均の支出額であるため、便宜的に12を乗じて年額とした。

【老齢厚生年金及び国会議員互助年金との比較】

	老齢厚生年金	国会議員互助年金	都道府県 議会議員	市議会議員	町村議会議員
平均年金額 (※1)	1,526 千円	4,430千円	1,953 千円	1,026 千円	678 千円
総報酬に対する 負担割合	5.757 % (※2)	5.7 %	9.3 %	13.6 %	13.9 %
受給資格期間	25年 公的年金の制度間で加入 期間が通算される	10年 公的年金の制度間で加入 期間が通算されない		12年 公的年金の制度間で加入期間 が通算されない	

※1:老齢厚生年金は平成18年度、地方議会議員年金は平成19年度、国会議員互助年金は平成17年度のデータを採用

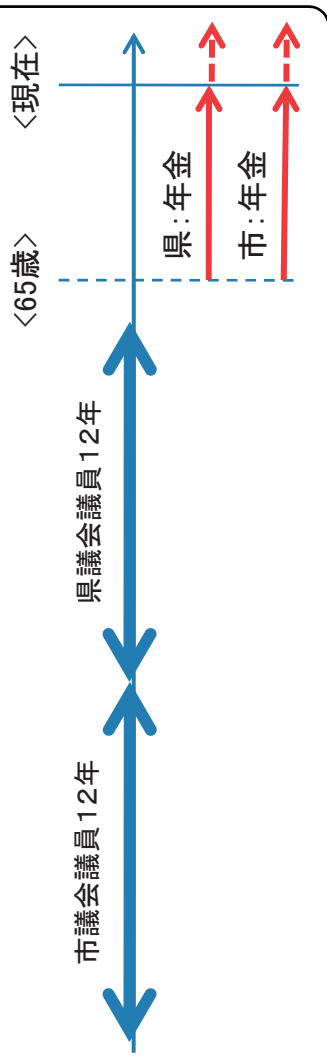
※2:平成21年9月以降適用されている保険料率から、平成16年度財政再計算で示された基礎年金拠出金相当保険料率を控除した率である。

(1) 2つ以上の区分の地方議会議員共済会の年金受給者(退職年金)である者

(平成21年3月31日現在)

	該当者	割合
1 県・市	321 人	0.5%
2 県・町村	43 人	0.07%
3 市・町村	0 人	0%
4 県・市・町村	0 人	0%
合計	364 人	0.59%

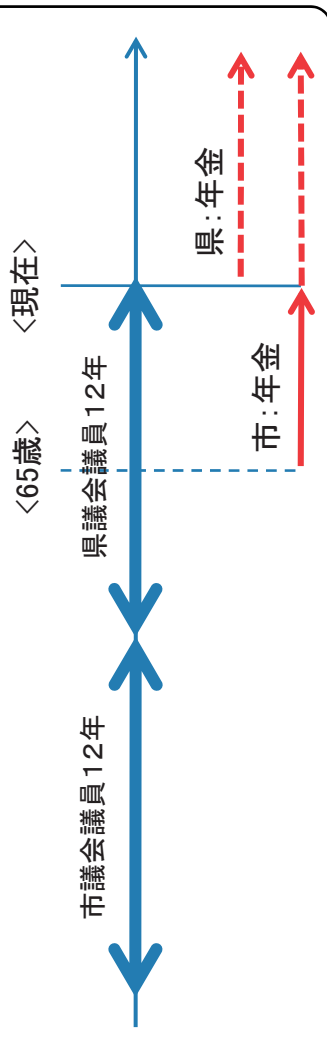
(例)市議会議員12年・県議会議員12年在職した者



(2) 地方議会議員共済会の年金受給者(退職年金)で、現在、他の区分の地方議会議員である者

受給者	会員	該当者(人)	割合
1 県	市	5 人	0.01%
2 県	町村	0 人	0%
3 市	県	287 人	0.47%
4 市	町村	3 人	0.00%
5 町村	県	40 人	0.06%
6 町村	市	0 人	0%
7 県・市	町村	0 人	0%
8 市・町村	県	0 人	0%
9 県・町村	市	0 人	0%
合計		335 人	0.54%

(例)市議会議員12年・県議会議員12年在職している者



(参考)

○平成20年3月末現在の退職年金受給者数：61,701人

出典：三共済会調査

資料5

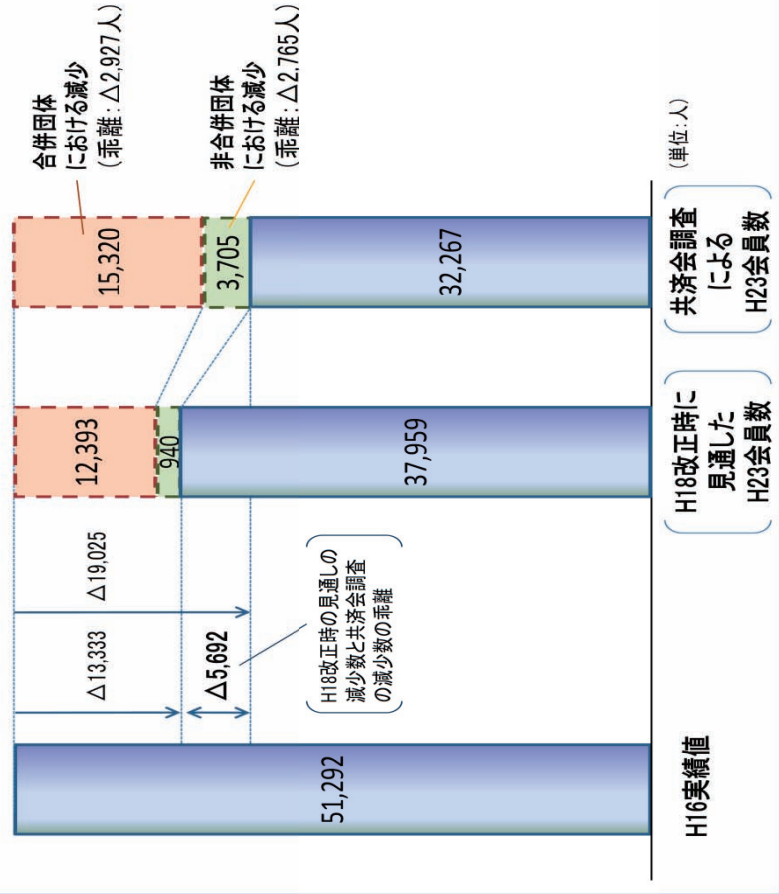
市・町村議会議員年金における平成18年改正の財政見通しの検証

平成18年改正の財政見通しの検証

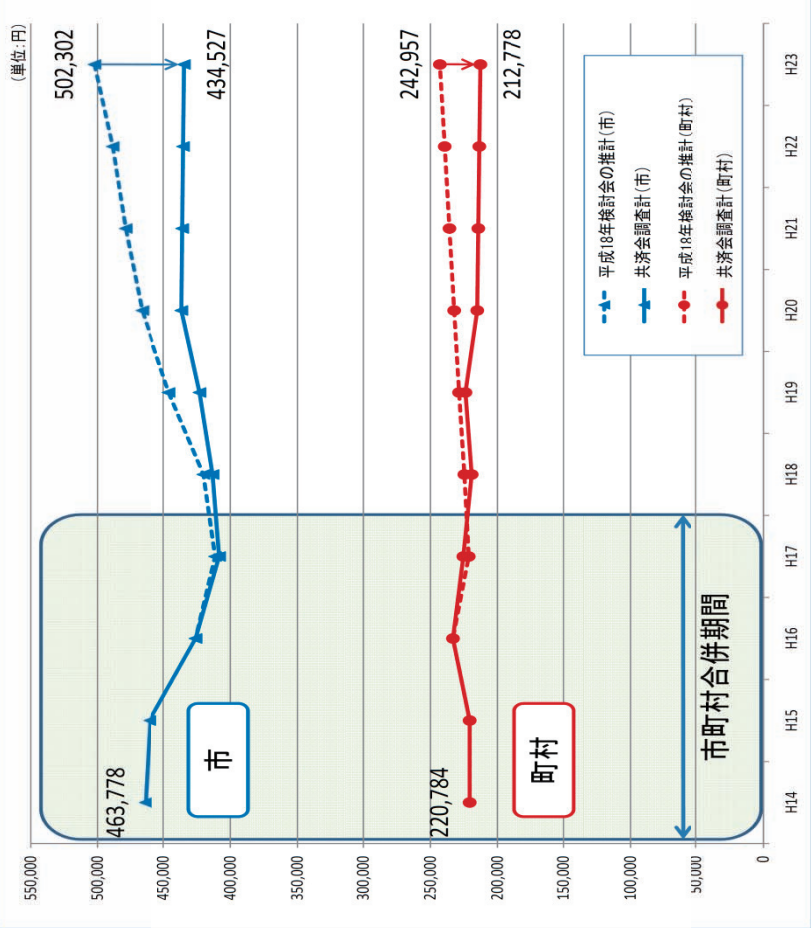
○ 平成23年度時点における、平成18年改正時の財政見通しと、共済会が行った最新の調査による財政見通しの差

- ・支出に係る差額:約 40%の改善要因
 - ・収入に係る差額:約140%の悪化要因
- そのうち、会員数に係る見込みの差による影響 :約65%
平均報酬月額に係る見込みの差による影響 :約35%

【参考1】 合併の大規模かつ急速な進展及び行革による議員数の予想を上回る激減

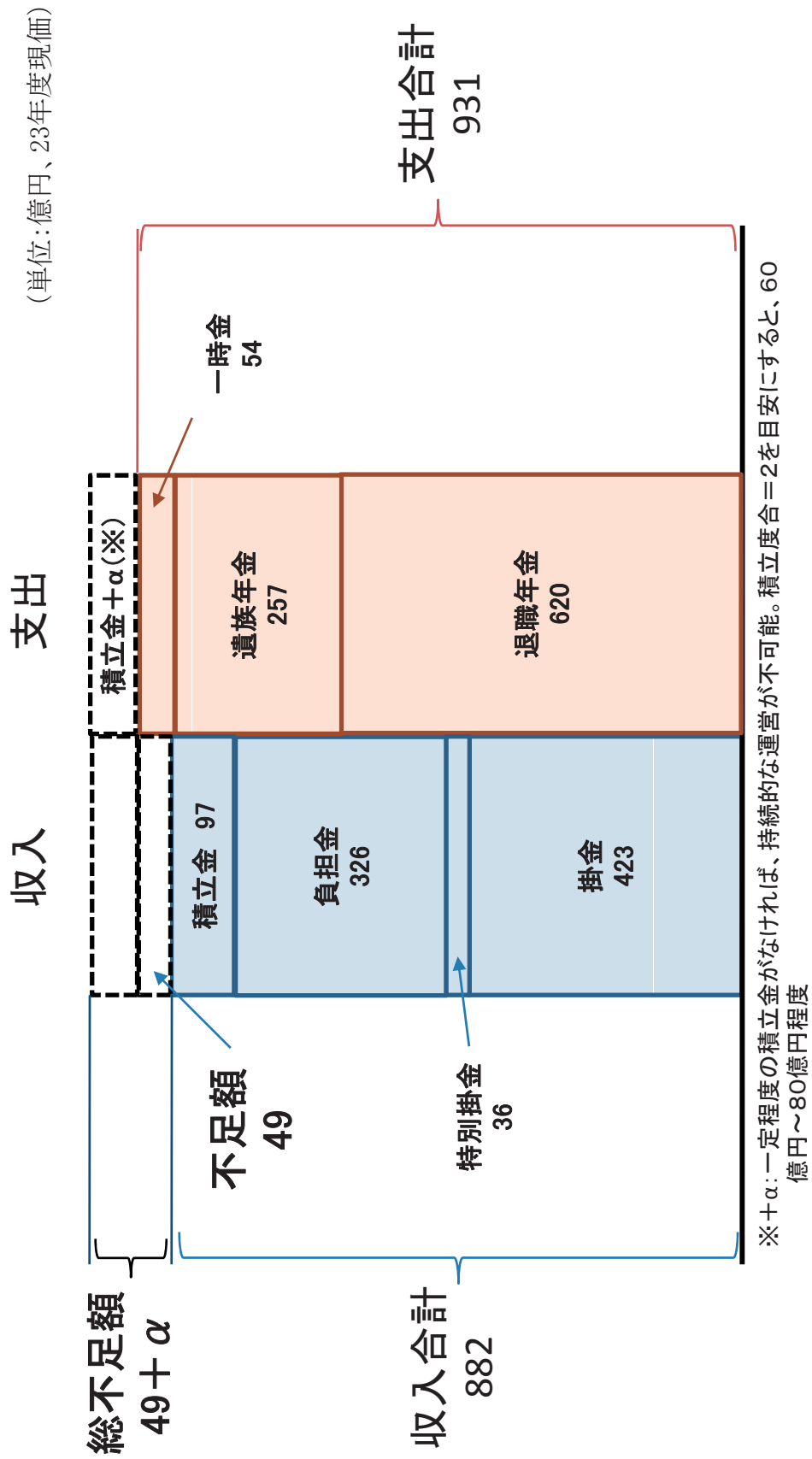


【参考2】 行革による議員報酬の削減

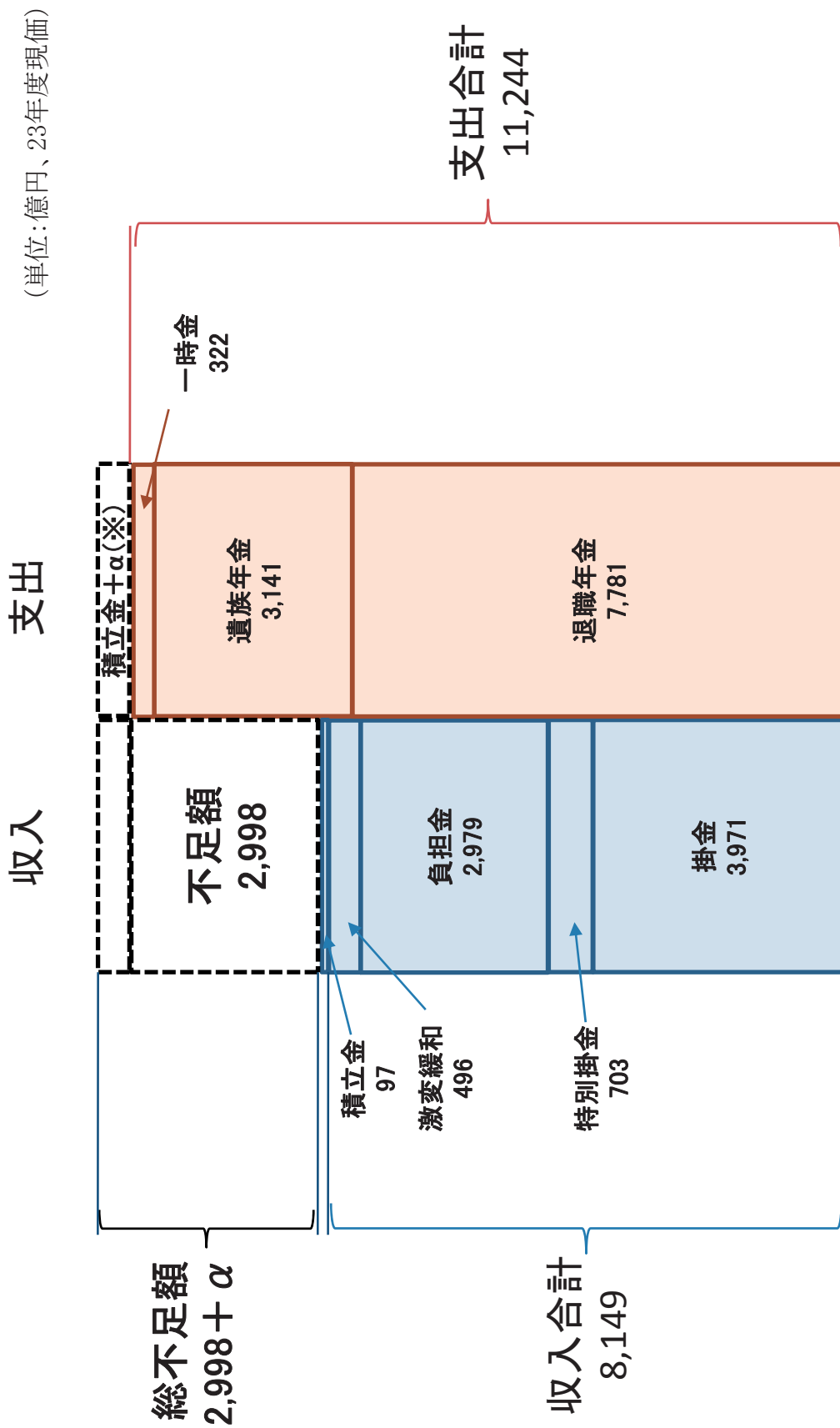


※合併団体：平成11年4月1日以降合併した団体

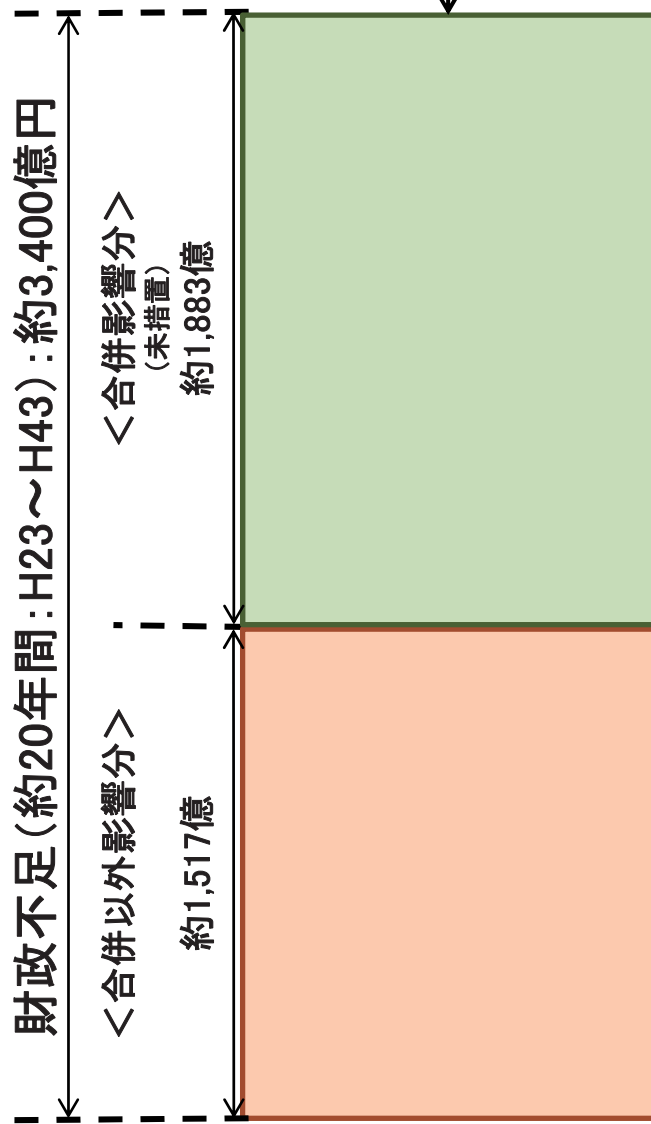
【都道府県共済会の財政累計イメージ(H23～H43)】



【市共済会+町村共済会の財政累計イメージ(H23~H43)】



※+ α : 一定程度の積立金がなければ、持続的な運営が不可能。積立度合=1~2を目安にすると、400億円~800億円程度



(1) 合併影響分の算定

財政見通し(基準試算)における収支差
(激変緩和措置(合併特例)を除く)
約5,664億円 (H11~H43)

市町村合併がなかったと仮定した場合の
財政見通し(合併なし試算)における収支差
約3,030億円 (H11~H43)

合併の影響による財政不足額
(合併影響分)
約2,634億円 (H11~H43)

(2) 合併影響分(未措置)の算定

合併の影響による財政不足額
(合併影響分)
約2,634億円 (H11~H43)

平成18年改正で導入された
激変緩和措置(合併特例)の効果額
約751億円 (H11~H43)

合併の影響による財政不足額
(合併影響分)**【未措置】**
約1,883億円 (H11~H43)

資料9

給付と負担の見直し案の概要

給付と負担の見直し案(A案)のポイント

- 市町村合併に伴う激変緩和負担金を含めた公費負担率が当分の間、毎年50%程度となるように、激変緩和負担金を強化・延長し、給付水準・掛金・負担金を総合的に見直し

※ この場合、平成23年から約20年間で、未措置の合併影響分(約1,883億円)のうち、約7割(約1,296億円)を激変緩和負担金により対応。

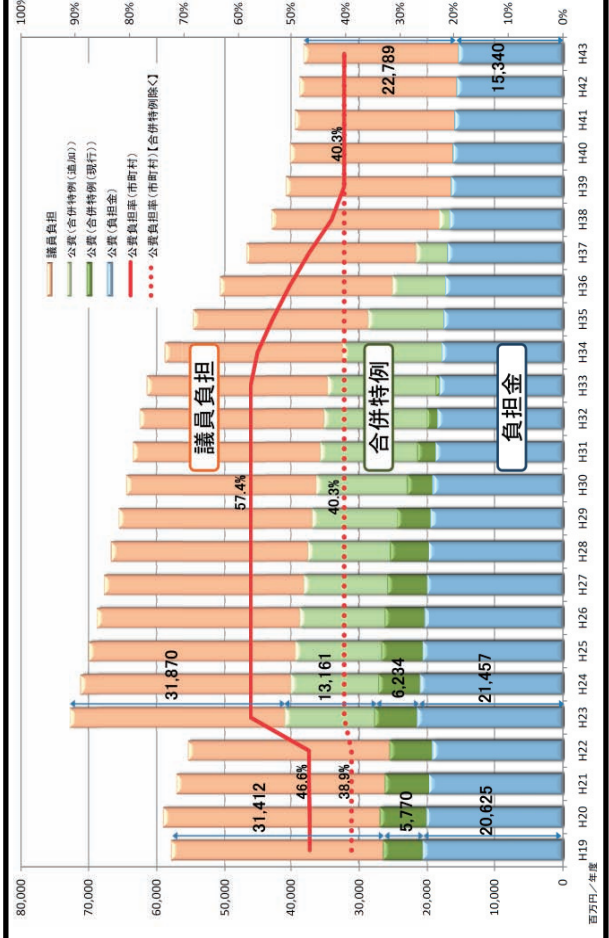
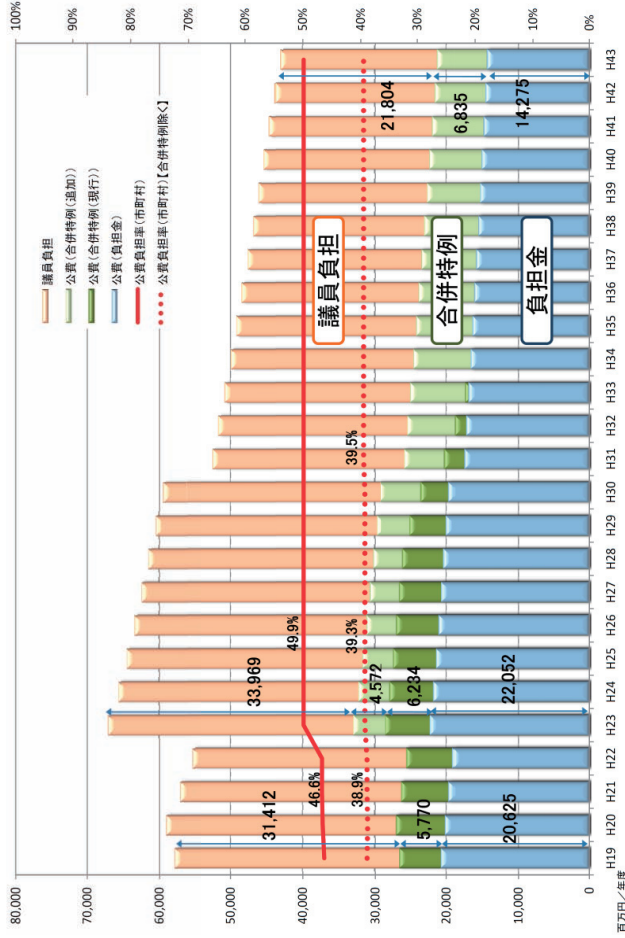
【A案】	市町村	都道府県
給付水準	概ね10%カット ・高額所得者の支給停止強化 ・低所得者の配慮措置充実	概ね10%カット ・高額所得者の支給停止強化 ・低所得者の配慮措置充実
掛金	16%→17.5%(+1.5%) →16.5%(+0.5%)	13%→13.5%(+0.5%)
特別掛金	7.5%→13%(+5.5%) →9%(+1.5%)	2%→2.5%(+0.5%)
負担金	12%→14.5%(+2.5%) →13%(+1.0%)	10%→10%(±0%)
激変緩和負担金 (合併特例)	4.5%→7.8%(+3.3%) →6.8%(+2.3%) ・期間を10年延長、漸減なし	※下線部：H23からH30まで 臨時的に率をかき上げ

給付と負担の見直し案(B案)のポイント

- 市町村合併の影響による財源不足に対しては、激変緩和措置負担金を3倍以上に強化
- 市町村合併以外の原因による財源不足に対しては、「公費負担・議員負担=4:6」を基本として、給付水準・掛金・負担金を総合的に見直し

【B案】	市町村	都道府県
給付水準	概ね5%カット ・高額所得者の支給停止強化 ・低所得者の配慮措置充実	概ね5%カット ・高額所得者の支給停止強化 ・低所得者の配慮措置充実
掛金	16%→17% (+1%)	13%→13.5% (+0.5%)
特別掛金	7.5%→10% (+2.5%)	2%→4% (+2%)
負担金	12%→14% (+2%)	10%→10.5% (+0.5%)
激変緩和負担金 (合併特例)	4.5%→14% (+9.5%) 期間を5年延長	10% (±0%)

【議員負担と公費負担の推移(都道府県+市町村)】



資料10

給付と負担の見直し案に対する全国市議会議員会長の考え方

地方議会議員年金制度検討会で示された見直し案についての全国市議会議員会長の見解

- A案について
 - ・ 平成の大合併による年金財政への影響に対する未措置分(約1,883億円)の7割しか措置されず、残りの3割を議員負担及び給付の引下げで対応しようとし、市町村合併特例法で定める国の責任を十分に果たしていない。
 - ・ 議員負担である掛金率の引上げが1.5%、特別掛金率の引上げが5.5%と非常に大きい。
- B案について
 - ・ 平成の大合併による年金財政への影響に対する未措置分は、全額措置されているものの、議員負担と公費負担の割合6対4の原則を維持しており、本会の主張に反し、掛金率の引上げ及び給付の引下げが行われている。

全国市議会議員会長としては、いずれの案も受け入れられず、今回、新たに案を提案するもの

検討会で示された廃止する場合の考え方について

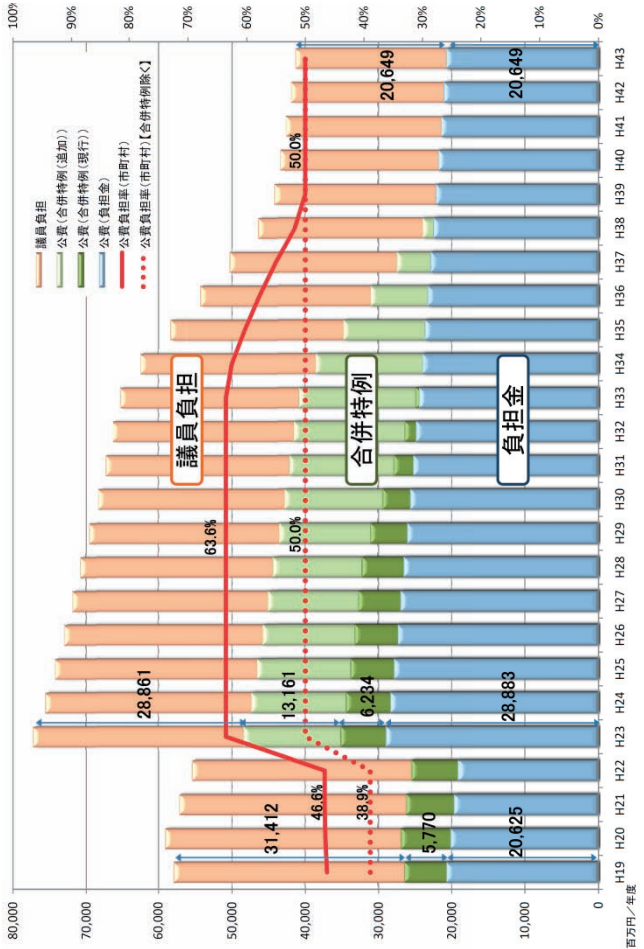
- ・ 地方議会議員年金制度を今後も維持していくことが望ましいが、仮に地方議会議員の年金制度の廃止を行うこととする場合にあっては、国会議員年金の廃止の例にならうものとし、受給資格のある現職議員が年金ではなく一時金を選択した場合の給付額については、掛金総額の64%ではなく80%とすべきである。

全国市議会議員会長のポイント

- 市町村合併の影響による財源不足に対しては、全額激変緩和負担金で対応
- 市町村合併以外の原因による財源不足に対しては、「公費負担：議員負担＝5：5」を基本として、負担金を見直し

【市議会議員会案】	市町村
給付水準	カットなし
掛金	16% → 16% (±0%)
特別掛金	7.5% → 7.5% (±0%)
負担金	12% → 16% (+4.0%)
特別掛金に対する負担金	0% → 7.5% (+7.5%)
激変緩和負担金 (合併特例)	4.5% → 14% (+9.5%) ・期間を5年延長

【議員負担と公費負担の推移(都道府県+市町村)】



百万円/年率

資料11

給付と負担の見直しによる収支改善効果

【給付と負担の見直しによる収支改善効果(H23～H43)】

単位: 億円

A案	収支改善効果 (a) = (b) + (c)	収入面の 改善効果 (b)	うち掛金の 引上げによる 効果				うち特別掛金の 引上げによる 効果	うち負担金の 引上げによる 効果	うち激変緩和 負担金の引上げ による効果	支出面の 改善効果 (c)
			うち掛金の 引上げによる 効果	うち特別掛金の 引上げによる 効果	うち負担金の 引上げによる 効果	うち激変緩和 負担金の引上げ による効果				
都道府県	118	25	16 (13%→13.5%)	9 (2%→2.5%)	0 (10%→10%)		93 (概ね10%カット)			
市町村	3,351	2,227	228 (16%→17.5%→16.5%)	298 (7.5%→13%→9%)	405 (12%→14.5%→13%)	1,296 (4.5%→7.8%→6.8%) (期間を10年延長) (漸減なし)	1,124 (概ね10%カット)			

B案	収支改善効果 (a) = (b) + (c)	収入面の 改善効果 (b)	うち掛金の 引上げによる 効果				うち特別掛金の 引上げによる 効果	うち負担金の 引上げによる 効果	うち激変緩和 負担金の引上げ による効果	支出面の 改善効果 (c)
			うち掛金の 引上げによる 効果	うち特別掛金の 引上げによる 効果	うち負担金の 引上げによる 効果	うち激変緩和 負担金の引上げ による効果				
都道府県	116	69	16 (13%→13.5%)	36 (2%→4%)	16 (10%→10.5%)		47 (概ね5%カット)			
市町村	3,406	2,844	248 (16%→17%)	234 (7.5%→10%)	496 (12%→14%)	1,865 (4.5%→14%) (期間を5年延長)	562 (概ね5%カット)			

【参考】

市議会 議長会案	収支改善効果 (a) = (b) + (c)	収入面の 改善効果 (b)	うち掛金の 引上げによる 効果				うち特別掛金の 引上げによる 効果	うち負担金等の 引上げによる 効果	うち激変緩和 負担金の引上げ による効果	支出面の 改善効果 (c)
			うち掛金の 引上げによる 効果	うち特別掛金の 引上げによる 効果	うち負担金等の 引上げによる 効果	うち激変緩和 負担金の引上げ による効果				
市町村	3,560	3,560	0 (16%)	0 (7.5%)	992 (12%→16%)	703 (特別掛金に対する負 担金新設)	1,865 (4.5%→14%) (期間を5年延長)	0 (カットなし)		

資料12

廃止をする場合の考え方の概要

廃止をする場合の考え方

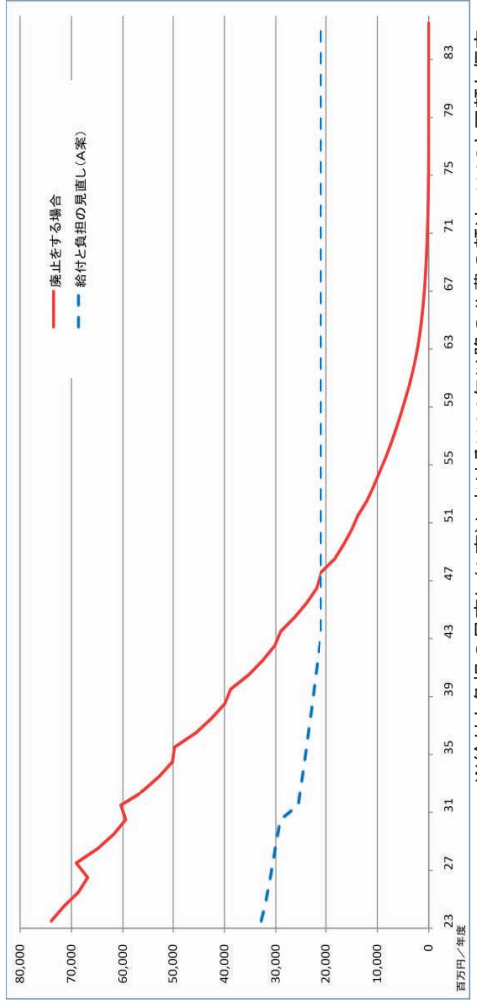
- 国会議員互助年金の廃止にない、現受給者・現会員に
対して十分な保障をした上で、廃止。
- 地方議会議員年金は、既に平成14年・平成18年改正によ
り、**国会議員互助年金以上の給付の削減(※)を実施してい
ることから、現状の状態で廃止。**
- ※ 現会員の給付約30%削減(50/150→36/150)、既裁定者の給付1
0%削減(50/150→45/150)
- **国会議員互助年金にない、高額所得者に対する支給停
止措置を強化。**
- 廃止をした場合、財源の約6割を占める現役会員の掛金
収入がなくなることから、**廃止に伴う過去債務の支払いに必
要な費用の財源を、現会員の報酬総額に応じて、各地方団
体が公費で負担。**
- 平成23年度は統一地方選挙の年にあたり、任期満了によ
り12年の受給資格を得る者が約5,000人程度存在するこ
とから、廃止法の施行を平成23年春とする。

廃止に必要な費用

- (1) 総額
: 1兆3, 377億円(H23～H81 約59年間で累計額)
年金受給資格者(在職12年以上)の全員が年金給付を選択した場合
- (2) 単年度
: 約739億円(H23)～約526億円(H33)～約290億円(H43)
～約107億円(H53)～約20億円(H63)～約1億円(H73)

現職議員	地方議会議員年金を 廃止する場合の考え方	国会議員互助年金の 廃止方法
受給資格の ある者 ・国会議員 : 在職10年以上 ・地方議員 : 在職12年以上 受給資格の ない者 ・国会議員 : 在職10年未満 ・地方議員 : 在職12年未満	○掛金総額の64%を退職時に給付 又は ○退職後、廃止前(平成23年6月時点)の法 律による年金を受給 (平成14年改正前に比べ既に30%削減済) ※ 年金算定基礎率 50/150 → 36/150 ○掛金総額の下記の割合で退職時に給付 在職3年未満 : 49/100 在職3年以上4年以下 : 49/100 在職4年を超え8年以下 : 56(57)/100 在職8年を超え12年未満 : 64/100 ※括弧内は、H19.3.31以前の議員歴を有する者の場合	○納付金総額の80%を退職時に給付 又は ○退職後、廃止前(平成18年3月時点)の法 律による年金額の15%削減した年金を 受給 ※ 年金算定基礎率 50/150 → 42.5/150
OB議員	○退職年金の支給継続 (平成18年改正前に比べ既に10%削減済) ※ 年金算定基礎率 50/150 → 45/150 ○高額所得者に 対する措置 措置を強化 〔年金以外 の年金以外の所得(課税所得金額べ えとの合計額が700万円を超えるときは、当該超える額 の2分の1に相当する額の年金の支給を停止 (年金停止額が年金の額を超える場合には、年金の支 給は全額停止)〕	○退職年金の支給継続 (ただし、最大で10%削減) ※ 年金算定基礎率 50/150 → 45/150 ○高額所得の受給者の年金の支給停止措 置を強化 〔年金以外 の年金以外の所得(課税所得金額べ えとの合計額が700万円を超えるときは、当該超える額 の2分の1に相当する額の年金の支給を停止 (年金停止額が年金の額を超える場合には、年金の支 給は全額停止)〕
OB議員の遺族	○遺族年金の支給継続	○遺族年金の支給継続

【単年度における公費の推移】



※給付と負担の見直し(A案)におけるH44年以降の公費の額は、H43と同額と仮定

各議長会・共済会からの提出資料

地方議会議員年金制度見直し案等についての意見

平成 21 年 12 月 15 日 (火)

都道府県議会議員共済会

1. 地方議会議員年金制度を存続すべきである。その場合、現役会員の負担と受益の関係が保険制度としての限界点にあることから、世代間の給付と負担の不均衡を是正し、今後とも持続可能な会員が信頼できる制度として構築すべきである。

- ・意見照会の結果、存続を前提とした回答が 2/3 以上の多数である。
- ・給付水準の見直しに際しては、現役会員に比して高い水準にある既裁定者の給付水準を引き下げることにより、年金財政の安定化を図るほか、高額所得者の給付停止措置を更に強化すべきとの強い意見があった。

2. 存続する場合は、A案でやむを得ない。

- ・存続を前提とした回答の中では、A案でやむを得ないが多数である。

3. 廃止する場合の考え方を検討するとした意見も 1/4 程度あった。

なお、廃止する場合の考え方を検討する場合には、一時金は掛金総額の 64%を超える率を確保すべきである。

- ・64%では低すぎるという意見が多数である。
- ・あくまでも制度を維持・継続する前提で平成 14 年前までの 90%が、平成 15 年 72%、平成 19 年に 63%と引き下げられたのであり、基本的には、掛金総額の 90%返還を軸として考えるべきとの意見がある。

また、地方議会議員についても、例えば被用者年金と同様に基礎年金に上乘せの報酬比例部分とするなど新たな制度の創設を検討すべきである。

地方議会議員年金制度の見直し案についての本会の考え方

平成 21 年 12 月 4 日
 全国市議会議長会
 市議会議員共済会

総務省が設置した地方議会議員年金制度検討会の第 4 回検討会（11 月 2 日）において示された「給付と負担の見直し案」についての本会の考え方は次のとおりである。

1 議員年金の役割

- ・ 地方議会議員年金は、地方議会議員の職務の重要性等に鑑み、政策的に設けられた互助年金である。
- ・ 厚生労働省の調査による老齢年金受給者の年間総収入は、407 万円であるが、今回検討会が行った議員年金受給者の生活実態調査によれば、議員年金受給者の年間総収入は、418 万円であり、このうち議員年金が 4 分の 1 の 103 万円で、議員年金を除くと年間総収入額は、315 万円となり、一般の老齢年金受給者の収入を大幅に下回ることとなる。
- ・ 議員年金は、現実に、地方議会議員退職者及びその遺族の老後の生活を保障する重要な役割を果たしている。また、地方議会議員が在職中に安心して議員活動に専念するためにも退職後の生活の安定を支えるための制度が不可欠である。このことから議員年金制度の安定的維持が求められる。

2 検討会における本会の主張

市議会議員及び町村議会議員の年金財政が悪化し、平成 23 年度にその破綻が見込まれるなかで設けられた今回の検討会において、これまで本会としては、次のとおり主張してきた。

- ・ 市町村議会議員年金財政がこのように悪化した最大の要因は、平成の大合併により極めて短期間のうちに議員年金の担い手である市町村議会議員が 4 割減少し、年金受給者が 2 割増加したことによるものである。合併特例法では、このような事態に対し「国は、その健全な運営を図るため必要な措置を講ずる」としており、年金財政悪化の合併影響分については、合併特例法に規定するとおり、国はその責任を果たすべきこと。
- ・ 平成 14 年及び平成 18 年の 2 度にわたる給付と負担の見直しにより、給付は既に 3 割引き下げられるとともに、市町村議会議員の掛金率は 16% に引き上げられており、給付の削減及び負担は、既に限界に達していること。
- ・ 議員年金は、原則、議員負担 6 割、公費負担 4 割となっているが、このことが議員年金財政の構造が脆弱となる要因となっており、他の公的年金制度と同様、議員負担と公費負担の割合を 5 対 5 とすること。
- ・ 平成の大合併前と比較すると、市町村議会議員数が 4 割減少したことにより、毎年、議員報酬だけで 1,100 億円以上の節減となっていること。

3 検討会で示された見直し案についての見解

11月2日の第4回検討会に総務省から示された「給付と負担の見直し案」のA案及びB案、並びに「廃止する場合の考え方」についての本会の見解は次のとおりである。

「A案」について

- ・ 平成の大合併による年金財政への影響に対する未措置分（約1,883億円）の7割しか措置されていないこと。
- ・ 掛金率の引上げが1.5%、特別掛金率の引上げが5.5%と議員負担が大きいこと。
- ・ 給付の引下げが10%と大きいこと。
- ・ A案では合併影響分が7割しか措置されていないことから、残り3割分を議員負担及び給付の引下げで対応しようとするものであり、これは、合併特例法で定める国の責任を果たしていないこと。

「B案」について

- ・ 平成の大合併による年金財政への影響については、未措置分（約1,883億円）を全額措置することとし、激変緩和負担分を4.5%から14%へと大幅に引き上げていること。
- ・ 掛金率が1%、特別掛金率が2.5%引き上げられていること。
- ・ 給付が5%引き下げられていること。
- ・ B案では合併影響分を全額措置することとしていることは評価できるが、議員負担と公費負担の6対4の原則を維持することとされており、そのため、掛金率の引上げや給付の引下げが行われていることは、これまでの本会の主張に沿っていないこと。

「廃止する場合の考え方」について

- ・ 地方議会議員年金を廃止する場合の手立てについては、平成 18 年の国会議員年金の廃止の例にならうとされていること。
- ・ 受給資格のある現職議員が年金ではなく一時金を選択した場合の給付額については、国会議員年金の廃止の例にならば、掛金総額の 63%ではなく 80%とすべきであること。

4 結論

- ・ 地方議会議員退職後の年金受給者にとって、議員年金はその収入の 4 分の 1 を占めており、仮に議員年金がないとしたならばその収入は一般の老齢年金受給者の 8 割にも満たず、老後の生活に多大な支障が生じることが予想される。このことから、議員年金制度は、基本的に維持されるべきものである。
- ・ 市町村議会議員年金財政が平成 23 年度に破綻が想定されるなかで、それを回避し、持続的に安定した給付を可能とするための見直し案として A 案及び B 案が示された。
- ・ A 案については、平成の大合併による議員年金財政の悪化について国が果たすべき責務を定めた合併特例法による国の責任を十分に果たさず、それを議員負担及び年金受給者の負担に求めようとして大幅な掛金率の引上げ及び給付の引下げを行おうとするものであり、到底受け入れることはできない。
- ・ B 案については、合併影響分については特例負担金としての激変緩和負担金で措置するものの、なお、掛金の引上げ及び給付の引下げを求めるものである。

平成 14 年及び平成 18 年の法改正により、我々市議会議員にとって掛金の負担及び給付の削減は、もはや限界に達しているものであ

り、さらに負担を求めようとするB案も受け入れることはできない。

- ・ 議員年金制度を今後安定的に維持していくためには、議員年金財政の構造を基本的に見直すべきであり、本会が主張してきたように、他の公的年金制度と同様、議員負担と公費負担の割合を5対5とすることが必要である。

すなわち、合併影響分については、激変緩和負担金により全額措置するとともに、議員負担と公費負担の原則を6対4から5対5とする新たな案により、財源不足額を補填することとし、掛金・特別掛金の引上げ及び給付の引下げは行わないこととすべきである。

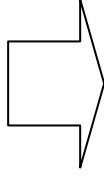
- ・ 以上のことから、議員年金制度を今後も維持していくことが望ましいことは言うまでもないが、仮に地方議会議員の年金制度の廃止を行うこととする場合にあっては、国会議員年金の廃止の例にならうものとし、受給資格のある現職議員が年金ではなく一時金を選択した場合の給付額については、掛金総額の63%ではなく80%とすべきである。

地方議会議員年金制度検討会の見直し案に対する本会の案（参考）

平成21年12月4日
全会
全市議員共済会
市議会

地方議会議員年金制度検討会で示された見直し案についての本会の見解

- A案について
 - ・ 平成の大合併による年金財政への影響に対する未措置分（約1,883億円）の7割しか措置されず、残りの3割を議員負担及び給付の引下げで対応しようとし、市町村合併特例法で定める国の責任を十分に果たしていない。
 - ・ 議員負担である掛金率の引上げが1.5%、特別掛金率の引上げが5.5%と非常に大きい。
- B案について
 - ・ 平成の大合併による年金財政への影響に対する未措置分は、全額措置されているものの、議員負担と公費負担の割合6対4の原則を維持しており、本会の主張に反し、掛金率の引上げ及び給付の引下げが行われている。



本会としては、いずれの案も受け入れられず、今回、新たに案を提案するもの

検討会で示された廃止する場合の考え方について

- ・ 地方議会議員年金制度を今後も維持していくことが望ましいが、仮に地方議会議員の年金制度の廃止を行うこととする場合には、国會議員年金の廃止の例にならうものとし、受給資格のある現職議員が年金ではなく一時金を選択した場合の給付額については、掛金総額の63%ではなく80%とすべきである。

地方議会議員年金制度検討会の見直し案に対する本会の案

- 合併影響額については、全額公費負担とする。
- 議員負担と公費負担の割合の原則を 6 対 4 から 5 対 5 とする。
 - ・ 給付水準の引下げは行わない。
 - ・ 掛金・特別掛金の引上げは行わない。
 - ・ 公費負担率を 12%から 16%に引き上げる。
 - ・ 新たに、特別掛金に対する公費負担金を創設し、7.5%とする。
 - ・ 激変緩和負担金については、14%（B案と同じ）とする。

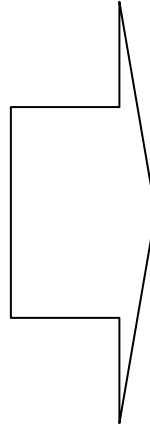
【本会案】	市町村
給付水準	カットなし
掛金	16% → 16% (±0%)
特別掛金	7.5% → 7.5% (±0%)
負担金	12% → 16% (+4.0%)
特別掛金に対する負担金	0% → 7.5% (+7.5%)
激変緩和負担金 (合併特例)	4.5% → 14% (+9.5%) ・ 期間を 5 年延長

【給付と負担の見直しによる収支改善効果(H23～H43)】

単位：億円

A 案	収支改善効果 (a)=(b)+(c)	収入面の 改善効果 (b)	収入面の改善効果					支出面の 改善効果 (c)
			うち掛金の 引上げによる 効果	うち特別掛金の 引上げによる 効果	うち負担金の 引上げによる 効果	うち特別掛金に 対する負担金の 導入による効果	うち激変緩和 負担金の引上げ による効果	
市町村	3,351	2,227	228 (16%→17.5%→16.5%)	298 (7.5%→13%→9%)	405 (12%→14.5%→13%)	0 (0%)	1,296 (4.5%→7.8%→6.8%) (期間を10年延長) (漸減なし)	1,124 (概ね10%カット)

B 案	収支改善効果 (a)=(b)+(c)	収入面の 改善効果 (b)	収入面の改善効果					支出面の 改善効果 (c)
			うち掛金の 引上げによる 効果	うち特別掛金の 引上げによる 効果	うち負担金の 引上げによる 効果	うち特別掛金に 対する負担金の 導入による効果	うち激変緩和 負担金の引上げ による効果	
市町村	3,406	2,844	248 (16%→17%)	234 (7.5%→10%)	496 (12%→14%)	0 (0%)	1,865 (4.5%→14%) (期間を5年延長)	562 (概ね5%カット)



本会案	収支改善効果 (a)=(b)+(c)	収入面の 改善効果 (b)	収入面の改善効果					支出面の 改善効果 (c)
			うち掛金の 引上げによる 効果	うち特別掛金の 引上げによる 効果	うち負担金の 引上げによる 効果	うち特別掛金に 対する負担金の 導入による効果	うち激変緩和 負担金の引上げ による効果	
市町村	3,560	3,560	0 (16%)	0 (7.5%)	992 (12%→16%)	703 (0%→7.5%)	1,865 (4.5%→14%) (期間を5年延長)	0 (カットなし)

地方議会議員年金制度に係る今後の方針(案)に対する意向調査結果

1 調査の概要

(1) 調査の趣旨

国の「地方議会議員年金制度検討会」が提示した制度の存続案及び廃止案を受けて、平成 21 年 1 月 11 日に町村議会の制度・運営に関する検討委員会が取りまとめた「地方議会議員年金制度に係る今後の方針(案)」について、全国の町村議会議長にその賛否を問うことにしたものの。

(2) 調査期間 平成 21 年 1 月 16 日(月)～1 月 27 日(月)

(3) 調査対象 町村議会議長 (989 人)

2 調査結果

- | | |
|---------------|----------------|
| (1) 賛成である | 826 人 (86.1%) |
| (2) 反対である | 68 人 (7.1%) |
| (3) どちらともいえない | 65 人 (6.8%) |

有効回答数 959 人 (100.0%)

全国町村議会議長会の方針(案)

- | | |
|------------------|--|
| ① 検討会・改正 A 案について | <u>受け入れられない</u> |
| ② 検討会・改正 B 案について | <u>条件付きで受け入れ可能である</u> |
| (条件 1) | 現職議員の負担を引き上げるのであれば、現職議員の給付は、据え置くことを検討すること。 |
| (条件 2) | 激変緩和負担金を除く公費負担率を 50%に引き上げることを検討すること。 |
| (条件 3) | 遺族年金のあり方について、給付・掛金等の条件と併せ検討すること。 |
| ③ 検討会・制度廃止案について | <u>受け入れられない</u> |

地方議会議員年金制度の長期安定化に関する要望

昭和36年の制度発足以来、地方議会議員の退職後の生活安定に大きな役割を果たしてきた地方議会議員年金制度は、「平成の大合併」がもたらした会員数の激減と年金受給者の大幅増により、財政が急激に悪化し、平成23年には積立金の枯渇が予想される危機的状況に陥っている。

平成18年には、地方公務員等共済組合法の改正において掛金率の引上げ、給付水準の引下げが行われるとともに、市町村合併特例法の規定に基づく激変緩和措置が講じられたが、年金財政の安定化を図るには至っていない。

今後、地方分権の進展によって地方議会の役割・重要度が高まる中、地方議会議員が安心して議会活動に専念するためには、退職後の生活の安定のための年金制度が不可欠である。

よって、国は、国策として推進された市町村合併に身をもって協力した市町村議会議員の強い思いを厳粛に受けとめ、将来にわたり安定的な年金給付が可能となるよう、下記事項について特段の措置を早急に講じるよう強く要望する。

記

- 1 市町村合併が年金財政に及ぼした影響については、市町村合併特例法第65条第3項に基づき、激変緩和負担金として全額財政措置すること。
- 2 激変緩和負担金を除く公費負担を議員負担と同水準まで引上げること。
- 3 現職議員については、度重なるこれまでの改正を踏まえ、給付や掛金に関し過度の負担を強いることのないよう制度設計を行うこと。

平成21年12月17日

全国町村議会議長会
都道府県会長会